

対馬市告示第93号

平成25年第3回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成25年8月30日

対馬市長 財部 能成

1 期 日 平成25年9月9日（月）

2 場 所 対馬市議会議場

○開会日に応招した議員

春田 新一君	小島 徳重君
入江 有紀君	船越 洋一君
淵上 清君	脇本 啓喜君
黒田 昭雄君	小田 昭人君
長 信義君	波田 政和君
上野洋次郎君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
初村 久藏君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	山本 輝昭君
作元 義文君	

○9月10日に応招した議員

○9月11日に応招した議員

○9月12日に応招した議員

○9月20日に応招した議員

○9月12日に応招しなかった議員

大部 初幸君

平成25年 第3回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成25年9月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成25年9月9日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第6号 議会議員辞職勧告決議(案)
- 追加日程第1 侮辱に対する処分要求
- 日程第4 議長の諸般報告
- 日程第5 市長の行政報告
- 日程第6 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第12 報告第5号 平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第13 報告第6号 平成24事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第14 報告第7号 平成24事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第8号 平成24事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告について
- 日程第16 報告第9号 平成24事業年度財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第10号 平成24事業年度株式会社対馬国際ライン経営状況報告について
- 日程第18 報告第11号 平成24事業年度株式会社カミレイ経営状況報告について
- 日程第19 報告第12号 平成24事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況

報告について

- 日程第20 報告第13号 平成24事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告
について
- 日程第21 報告第14号 平成24年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報
告について
- 日程第22 報告第15号 平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第23 認定第1号 平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 日程第25 認定第3号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第26 認定第4号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第27 認定第5号 平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第28 認定第6号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第29 認定第7号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第30 認定第8号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第31 認定第9号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第32 認定第10号 平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第33 認定第11号 平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第34 議案第59号 平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 日程第35 議案第60号 平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第61号 平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第62号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算
（第1号）

- 日程第38 議案第63号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第39 議案第64号 平成25年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第40 議案第65号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する
条例
- 日程第41 議案第66号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第42 議案第67号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第43 議案第68号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第44 議案第69号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第45 議案第70号 対馬市火入れ条例の一部を改正する条例
- 日程第46 議案第71号 対馬市子ども・子育て会議設置条例
- 日程第47 議案第72号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第73号 市道の認定について(美津島自治コミュニティセンター線)
- 日程第49 議案第74号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第50 議案第75号 財産の取得について
- 日程第51 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第52 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第53 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第54 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第55 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第56 請願第2号 「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての
請願書
- 日程第57 陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源
確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第58 陳情第3号 国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を
求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 発議第6号 議会議員辞職勧告決議(案)
- 追加日程第1 侮辱に対する処分要求
- 日程第4 議長の諸般報告

- 日程第5 市長の行政報告
- 日程第6 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第10 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第11 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告
- 日程第12 報告第5号 平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告について
- 日程第13 報告第6号 平成24事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告について
- 日程第14 報告第7号 平成24事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告について
- 日程第15 報告第8号 平成24事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告について
- 日程第16 報告第9号 平成24事業年度財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告について
- 日程第17 報告第10号 平成24事業年度株式会社対馬国際ライン経営状況報告について
- 日程第18 報告第11号 平成24事業年度株式会社カミレイ経営状況報告について
- 日程第19 報告第12号 平成24事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告について
- 日程第20 報告第13号 平成24事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告について
- 日程第21 報告第14号 平成24年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第22 報告第15号 平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告について
- 日程第23 認定第1号 平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第2号 平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第3号 平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第26 認定第4号 平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第5号 平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第6号 平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第7号 平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第8号 平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第9号 平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第10号 平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第11号 平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定について
- 日程第34 議案第59号 平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第35 議案第60号 平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第36 議案第61号 平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第62号 平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第63号 平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 議案第64号 平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第40 議案第65号 対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第41 議案第66号 対馬市税条例の一部を改正する条例
- 日程第42 議案第67号 対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第43 議案第68号 対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第44 議案第69号 対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例
- 日程第45 議案第70号 対馬市火入れ条例の一部を改正する条例
- 日程第46 議案第71号 対馬市子ども・子育て会議設置条例
- 日程第47 議案第72号 対馬市温泉施設の指定管理者の指定について

- 日程第48 議案第73号 市道の認定について (美津島自治コミュニティセンター線)
- 日程第49 議案第74号 長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第50 議案第75号 財産の取得について
- 日程第51 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第52 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第53 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第54 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第55 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第56 請願第2号 「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての
請願書
- 日程第57 陳情第2号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源
確保のための意見書採択」に関する陳情について
- 日程第58 陳情第3号 国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を
求める意見書」の提出を求める陳情書

出席議員 (21名)

1番 春田 新一君	2番 小島 徳重君
3番 入江 有紀君	4番 船越 洋一君
5番 渕上 清君	6番 脇本 啓喜君
7番 黒田 昭雄君	8番 小田 昭人君
9番 長 信義君	10番 波田 政和君
11番 上野洋次郎君	12番 齋藤 久光君
13番 堀江 政武君	14番 小宮 教義君
15番 初村 久藏君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 山本 輝昭君
21番 作元 義文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	神宮 満也君	次長	松本 政美君
課長補佐	國分 幸和君	主任	金丸 隆博君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	高屋 雅生君
副市長	比田勝尚喜君
教育長	梅野 正博君
地域再生推進本部長	平間 壽郎君
観光物産推進本部長	本石健一郎君
総務部長	桐谷 雅宣君
政策監	平山 秀樹君
総務課長	根々 英夫君
市民生活部長	藤田 雄二君
福祉保健部長	多田 満國君
農林水産部長	阿比留勝也君
建設部長	堀 義喜君
水道局長	阿比留 誠君
教育部長	豊田 充君
美津島地域活性化センター部長	八坂 一義君
豊玉地域活性化センター部長	梅野 泉君
峰地域活性化センター部長	志田 博俊君
上県地域活性化センター部長	川本 治源君
上対馬地域活性化センター部長	島居 清晴君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	長久 敏一君
監査委員事務局長	糸瀬 美也君
農業委員会事務局長	春日亀剛一君
代表監査委員	長岡 豊明君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） 皆さん、おはようございます。配付しております決算認定議案資料中、平成24年度の主要な施策の成果説明書について、配付の正誤表のとおり訂正の申し出がっております。上程前でありますので議長がこれを許可しておりますので御了承願います。

日程に入ります前に8月1日付で、比田勝副市長が就任されております。また、これに伴う農林水産部長の異動がっております。比田勝副市長より挨拶の申し出がっておりますので、これを受けます。

副市長、比田勝尚喜君。

○副市長（比田勝尚喜君） おはようございます。7月2日の第2回対馬市議会定例会におきまして副市長選任の御同意をいただき、8月1日付で副市長に就任いたしました。

私は、昭和52年4月、旧上対馬町役場の職員として奉職以来36年数カ月にわたって勤務してまいりました。このたび、副市長という重責を拝命いただきましたが、今後の業務はこれまでになく幅広くさまざまな課題に取り組むこととなりますので、その責任の重さに身も心も引き締まる思いでございます。

現在の対馬市は基幹産業である第一次産業が低迷する中で、人口流出など避けて通れない厳しい状況が続いております。この現状を改善するためには、市民基本条例にうたわれておりますように、まちづくりの基本理念といたしまして市民の皆様と議会及び行政が一体となった共同体制が不可欠であります。そこで、私は副市長就任に当たりまして市民・議会・行政のパイプ役となり、対馬市活性化に向けて一翼を担いたいと願っております。

今後、微力ではございますが市議会からの御教示も仰ぎながら、高屋副市長とともに財部市政を全力で支えていく所存でありますので、皆様方の温かい御指導・御鞭撻をお願いいたしまして、副市長就任に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、農林水産部長、阿比留勝也君。自席から自己紹介をお願いします。

○農林水産部長（阿比留勝也君） おはようございます。自席から失礼いたします。

8月から農林水産部長をさせていただいております、阿比留勝也でございます。一生懸命努めさせていただきますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） ただいまから平成25年第3回対馬市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、長信義君及び波田政和君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程案のとおり、本日から9月20日までの12日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。会期は、本日から9月20日までの12日間に決定をいたしました。

日程第3. 発議第6号

○議長（作元 義文君） 日程第3、発議第6号、議会議員辞職勧告決議（案）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、入江有紀君の退場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 退場〕

○議長（作元 義文君） 提出者の趣旨説明を求めます。

18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） おはようございます。発議第6号、平成25年9月9日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員、大部初幸、賛成者、対馬市議会議員小川廣康、同、脇本啓喜、同、小田昭人。

議会議員辞職勧告決議（案）を読み上げます。

本議会は、対馬市議会議員入江有紀君に対し、次の理由により議員を辞職されることを勧告する。

提案理由。

入江有紀議員においては、入江議員自身が本年3月まで理事長を務めていた社会福祉法人秀優会が運営する介護施設である長崎県指定の「デイサービスセンターまごころ」と対馬市指定の「グループホームあゆの郷」の2カ所で、数年前から職員の配置基準を満たさず、また虚偽の答弁をするなどをし、介護報酬を不正受給していたことが明らかになったところであります。

当該事業所は、秀優会が設置運営を開始する以前は、入江有紀議員が現在も代表を務めている有限会社モバイルフォンサービスが設置運営をしており、当時においても同様に不正請求がされていたことから、県と市は両者に対して、時効成立分を除く、合計約3,800万円の返還を命じ、また県は9月末、市は12月末にそれぞれ事業者の指定を取り消す処分が決定をされております。

両施設は県や市の監査に対して、虚偽の資料提出や答弁を繰り返した上、不適切な事務処理を

行っており、このことに深く関与をしていた秀優会の前理事長である入江有紀議員の責任は極めて重大であるにもかかわらず、反省のかけらも見られません。

不正行為と承知の上で、公金を不正請求するという言語道断な行為は到底許されるものではありません。

住民の代表者としての議員の品位に欠け、議会に対する信頼を著しく欠落させた入江有紀議員に対し、議員の辞職を勧告するものであります。

以上です。

○議長（作元 義文君） 次に、入江有紀君から本件について、一身上の弁明をしたいとの申し出があつております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。よって、入江有紀君の一身上の弁明を許します。

（「議長、それに対して私も弁明反論をお願いします」と呼ぶ者あり）

わかりました。

よって、入江有紀君の入場を許可します。

〔3番 入江 有紀君 入場〕

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午前10時11分休憩

午前10時12分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

弁明を行ってください。

○議員（3番 入江 有紀君） 弁明の機会をいただきありがとうございました。

弁明に入ります前に、私は議員になります前の出来事で皆様に御迷惑・御心配をおかけしましたことをこの場を借りておわび申し上げます。

私が議会に上がる前の出来事で、個人的あるいは前の問題をこのような議会の場に出されるといふことは大変問題だと思います。

よって、今回の議員辞職勧告決議（案）は私に対する侮辱であります。よって、地方自治法第133条に基づき処分請求書を提出いたします。

今、資料を配付しておりますので、全部……。

○議長（作元 義文君） ちょっと待ってください。

はい、どうぞ。

○議員（3番 入江 有紀君） 今、資料を配付しておりますので、全部私がそれを読み上げることになれば20分ぐらい時間がかかりますので、それは皆さんであとで読んでいただいて、先に移ります。（「読み上げないかんやろ」と呼ぶ者あり）

読み上げたほうがいいですか。（「ああ、読まんとからん」と呼ぶ者あり）

いいですか。（「うん」と呼ぶ者あり）

いいですか。（「大きな声で」と呼ぶ者あり）

はい。

反論の趣旨。

勧告決議（案）には理由がない。

よって、入江有紀に対する議員辞職勧告決議（案）が可決されても、応じるつもりはない。

反論の理由。

1. 長崎県と対馬市から社会福祉法人秀優会が経営する「グループホームあゆの郷」、「デイサービスセンターまごころ」の事業者指定を取り消すという処分には、正当な理由がない。

たしかに、法人が経営する「あゆの郷」「まごころ」は、結果的に著しく不適正な運営を招いてしまった。

しかし、今回の長崎県と対馬市からの本件処分は重すぎる。

法人が経営する「あゆの郷」「まごころ」では平成23年1月1日から平成24年6月30日ないし平成24年9月30日までの間、管理者・看護職員の配置に係る人員基準を満たしていなかったし、人員基準を満たしていないにもかかわらず、介護報酬を減算することなく請求・受領した。

しかし、「まごころ」では、開設当時である平成23年1月1日当時、看護職員の数は充足していた。

その後、看護職員数は不足してしまったが、長崎県がホームページ上に公開している通所介護事業所の指定基準「指定居宅サービス等の事業の人員・設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」においても、減算請求の記載はなく、また法人従業員は、知識不足から介護報酬の減算請求の規定を知らなかった。

このように法人は、害意ないし故意により、不正を働いたわけではない。

結果的に、法人従業員の経験不足・知識不足により、法人は不適正な運営を招いてしまっただけなのである。

また、長崎県及び対馬市が法人に対し指摘した事項については、法人は真摯に対応していた。

特に介護職員は、平成23年1月1日から平成24年3月30日まで、必要な職員数は一日当たり一名で十分だったが、同期間中は3名の介護職員が常駐していたので基準は遵守していた。

そうであるにもかかわらず、法人従業員は、平成22年8月、長崎県の監査のとき「介護職員が不足している。もう少し人数が必要である」という言葉を鵜呑みにして、監査時に基準以上の介護職員が勤務していたと報告をしてしまっただけなのである。

ちなみに、対馬市役所の担当者は、2カ月に1回程度開催される運営推進会議に出席したにもかかわらず、法人従業員へ本件処分に関係する指導の言葉を口にしたことはなかった。

ただし、このように結果的に著しく不適正な運営を招いてしまった事態を重く受けとめ、現在、法人は長崎県から指摘された業務管理体制の整備に対する改善報告をしている最中と聞いている。本件と同様の事態が二度と繰り返されないよう理事会機能の強化、内部牽制体制を確立しているようである。

結局、長崎県及び対馬市の取り消し処分という本件処分は重すぎるのである。

このような状況であるにもかかわらず、対馬市議会が、本件処分が妥当かどうかを一切精査することなく、法人の元理事長に過ぎない入江有紀に対し辞職勧告決議（案）を可決することは、許されるべきではない。

第2に本件処分は確定していないこと。

本件処分については、裁判上の不服申し立てが可能である。

すなわち本件処分には処分があったことを知った日から6カ月以内に長崎県知事あるいは対馬市長を被告として処分取り消しを求める訴えを提起することができる。

このことは、重要な行政処分は最終的に司法の場で精査されるべきことを意味する。

このような状態であるにもかかわらず、議員辞職勧告決議（案）を可決するなら、それは司法を軽く見ることと同視できる。

第3に本件処分の原因となった事実は、入江有紀が市議会議員に立候補する前に起きたこと。

本件処分の原因となった事実は、主に平成23年11月1日から平成24年9月30日までの間に生じた。

そして、最終的に入江有紀は、法人が不適正な運営を行ったことについて責任を取り、平成25年3月31日付で法人理事長を退いた。

このように入江有紀は、法人理事長の職を辞することによって、一定の社会的制裁を受けた。

そして、法人理事長ではなくなった平成25年4月、入江有紀は対馬市議会議員選挙に立候補し、当選した。

対馬市民は、法人理事長ではない入江有紀に対し投票を行った。

そもそも、辞職勧告決議とは公人である市議会議員が不祥事などで公職の身分にふさわしくないとされる人物に対して行われる議会の意思表示をいうものと解されるが、その不祥事とは公人の身分を得た後に行った私生活上の行為などに対するものがほとんどである。

公人として市議会議員が、議員の身分を得た後に行った私生活に対する言動について、一定の批判を浴びることは当然である。

しかし、本件処分の原因となっている事実は、入江有紀が市議会議員に立候補する前の出来事である。

仮に、議会がこのことを理由として議員辞職勧告決議（案）を可決するなら、それは結果的に、法人理事長ではなくなった入江有紀に対し、投票を行った選挙民の意思を著しく軽視することは明白である。

第4に国家賠償保障法第1条1項による賠償請求も辞さないこと。

仮に議員辞職勧告決議（案）が可決された場合、入江有紀は対馬市に対する国家賠償法第1条1項の賠償請求も辞さない覚悟である。

その理由は以下のとおりである。

国会では政治倫理委員会が昭和60年、衆参両院にそれぞれ設置され、国会では議員が行為規範などの法令に著しく違反していると疑われる場合、委員の3分の1以上の申し立てにより、出席委員の過半数による議決を経て、あるいは不当な疑惑を受けたとして議員本人が申し出た場合、審査が行われる。

その後、出席委員の3分の2以上の議決を経て、政治的道義的に責任があると認められた場合、当該議員に対して①行為規範などの遵守勧告、②一定期間の登院自粛の勧告、③役職辞任などの勧告を行う。

各地方団体の場合にも、条例に基づいて政治倫理審査会が設定されているが、国会の政治倫理委員会であっても、登院自粛の勧告で不十分な場合、辞任の勧告が行われる。

そして、政治倫理委員会では、地方自治体によって内容は異なるが、主に地方議員や首長の資産公開や職務関連犯罪での逮捕・起訴による説明責任、職務関連犯罪での有罪判決を受けた場合、問責制度を規定している。

そうすると、入江有紀は議員として裁判を受けたこともなければ、資産公開を拒否したという事実もない。また、本件処分によって逮捕・起訴などの刑事処分も受けてもない。

よって、本件処分によって辞職勧告という重大な処分を課すことは、ほかの事例と比較して不均衡であるのは明白なのである。

そうであるにもかかわらず、仮に入江有紀に対し議員辞職勧告決議（案）が可決された場合、それは入江有紀の品性・徳行・名声・信用・その他の人格的価値について社会から受ける社会的評価を低下させる行為に当たるので名誉毀損となる。

よって、入江有紀は名誉毀損による不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき、対馬市を相手として訴訟提起も辞さない。

ぜひ、過去にどのような場合に議員辞職勧告決議（案）が可決されたのかを十分調査されることを各議員にお勧めしたい。

なお、最高裁判所第三小法廷判決、平成4年（オ）第111号、判決日付、平成6年6月21日では、「町議会が議員に対し議員辞職勧告決議等をしたことが名誉毀損に当たるとして国家賠償を請求する訴えが法律上の争訟に当たる」とされている。

以上、事例が14項目ありますが、一応割愛させていただきます。

その次に入らせていただきます。

5. 懲罰動議の提出について。

入江有紀は、この反論の場を借りて本件辞職勧告決議（案）を提案した議員、大部初幸議員に対する懲罰動議を行います。（発言する者あり）

何ですか。（発言する者あり）

大部初幸議員らに対する懲罰動議を行う。

そもそも、議員辞職勧告決議（案）というものは、議会の事実上の意思決定のひとつに過ぎず、勧告を受けたものは勧告に従って辞職する法的義務を負わないし、従わないことに対し、懲罰も受けることはない。

しかし、本件でいきなり議員辞職勧告決議（案）を提出するという横暴は許されるべきではない。

また、これまで全国の各地方自治体でどのような場合に議員辞職勧告決議（案）が可決されたかについて調査不十分のまま、決議案を提出した議員らには、その市議会議員としての資質に疑問を感じざるを得ない。

ところで、市議会は一定の秩序が必要である。

特に地方自治法第132条では「普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならない」と規定している。

また、議員が本会議や委員会において、ほかの議員の公的言動に対する批判は許されても、プライバシーの面まで具体的に言及することは許されない。

そして、地方自治法第133条では「普通地方公共団体の議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができる」と規定している。

そこで、入江有紀は今回の勧告決議（案）の提出により、私生活に関する言動に関して侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定に基づき、大部初幸議員らに対する懲罰動議を行いたいと思います。

以上です。

○議長（作元 義文君） 弁明が終わりましたので、暫時休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時33分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

ただいま、入江有紀君から地方自治法第133条の規定によって大部初幸君に対する処分の要求が提出されました。大部初幸議員に対する処分要求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題にすることについて、起立によって採決します。賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作元 義文君） もう一回言います。大部初幸君に対する処分要求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題にすることについて、起立によって採決をします。賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午前10時34分休憩

午前10時35分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

大部初幸君に対する処分要求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題にすることについて、起立によって採決をします。賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作元 義文君） 起立多数です。大部初幸君に対する処分要求の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることにいたします。

追加日程第1. 侮辱に対する処分要求

○議長（作元 義文君） 追加日程第1、大部初幸君に対する処分要求の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって大部初幸君の退場を求めます。

[18番 大部 初幸君 退場]

○議長（作元 義文君） 提出者の説明を求めます。3番、入江有紀君。

○議員（3番 入江 有紀君） 処分要求書。9月9日の本会議において、次のとおり侮辱を受けたので地方自治法第133条の規定により処分を要求します。

1、侮辱を与えた者の氏名、大部初幸。

2、侮辱を受けた事実または事情。地方自治法第132条では普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼の言葉を使用し、また他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定している。そして、地方自治法第133条では普通地方公共団体の議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員は、これを議会に訴えて処分を求めることができると規定している。そこで、入江有紀は本件の勧告決議（案）の提出により、私生活に関する言動に関し侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定に基づき大部初幸議員に対する処分を要求いたします。

以上です。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。大部初幸君から本件に対する一身上の弁明をした
いとの申し出があつております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。よって大部初幸君の一身上の弁明を許すことに決
定いたしました。

大部初幸君の入場を許します。

〔18番 大部 初幸君 入場〕

○議長（作元 義文君） 大部初幸君に一身上の弁明を許します。登壇して弁明を行ってください。
18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 議員辞職勧告決議（案）に対して、今から反論を弁明させてい
たきます。また、こういう反論の場をいただいた入江議員に対して感謝いたします。

私たち9月5日に議運を開催いたしました。その結果、入江議員に対して議員辞職勧告決議
（案）を議会運営委員会として決議したわけでございます。どういう形でどういう理由でこの不
正受給とただなっていますけれども、その中身を補足説明をさせていただきます。

県・市が監査した、確認した事実を読み上げます。

（1）当該事業所において、開設当初の平成23年11月1日から平成24年9月30日まで
の間、看護職員の配置が基準を満たしていなかった。

（2）看護職員の配置が基準を満たしていない場合、介護報酬を減算して請求する必要がある
が、基準を満たしていないにもかかわらず、減算することなく介護報酬を不正に請求し受領した。

（3）県の監査において、雇用契約書や勤務予定表、出勤簿等偽造した書類を提示し、虚偽の
報告を行った。虚偽とは本当に見せかけるという意味です。

（4）県の監査において、法人入江前理事長及び当該事業所前管理者が虚偽作成し提示した雇

用契約書等にあうよう、当該法人と雇用関係にないものが当該事業所に勤務しているとの虚偽の答弁を行った。

5. 処分の根拠等。

上記（１）から（４）の不適正な事実から、介護保険法第77条第1項第3号・第6号・第7号及び第8号並びに同法第115条の9、第1項第2号・第5号・第6号及び第7号の指定取り消し等の規定に該当。「人員基準違反」「不正請求」「虚偽報告」「虚偽答弁」に該当するという県の監査です。

それに基づきまして特別監査報告があつていますが、1. 虚偽の資料提出を読み上げます。

（１）平成24年9月のデイサービスの監査の際、看護職員・介護職員で実際はいなかった職員を記載した虚偽の出勤簿、支給控除一覧、雇用契約書、勤務予定表などを提出。

（２）平成24年11月の1回目の法人監査の際、平成24年9月のデイサービス監査時に提出があつた支給控除一覧を修正をし、さらに虚偽の支給控除一覧を提出。

（３）平成24年11月の1回目の法人監査の際、虚偽の給与受領印簿を提出。同月2回目の法人監査の際、前回提出したものに入江前理事長の息子の分等を追記して正しい給与受領印簿として提出。

（４）平成24年11月の2回目の法人監査の際、実際は勤務していないグループホームの管理者兼計画作成担当者の勤務状況が記載されている虚偽の勤務表を提出。

（５）平成24年11月の2回目の法人監査の際、グループホームの虚偽の勤務表と出勤簿を提出。

（６）平成24年12月のデイサービス監査の際、実際はいなかった看護職員が記載された有限会社モバイルフォンサービス当時の虚偽の勤務予定表を提出。

（７）平成25年2月の法人監査の際、夜勤手当の支給として一致していない虚偽のグループホーム職員の業務日誌を提出。

（８）グループホームの管理者の勤務実態について、その勤務実態がないのに、平成25年7月、勤務実態があつたとの虚偽の文書を理事長名で提出されております。

それに対して入江前理事長の虚偽の答弁です。

（１）平成24年9月の法人現地確認調査の際、入江前理事長はデイサービスで勤務実態がない職員はいないと虚偽の答弁。また、デイサービスの監査の際、入江前理事長は、実際はいなかった看護職員は勤務実態があると虚偽の答弁をされております。

（２）平成24年11月のデイサービスの監査の際、入江前理事長は実際いなかった看護職員などの勤務実態がないことに気づかなかつたと虚偽の答弁。

（３）平成24年12月のデイサービスの監査の際、入江前理事長は有限会社モバイルフォン

サービス当時の看護職員は平成23年10月末で退職したと虚偽の答弁。

(4) 平成24年9月のデイサービスの監査及び平成25年1月の法人監査の際、入江前理事長は社会福祉法人になってからタイムカードは使用していないとの虚偽の答弁。

3. 不明瞭かつ不適正な職員管理。

(1) 入江前理事長の息子は職員でありながら東京に住民票を移し、東京から単身赴任しているとしているが、出勤簿どおりに出勤しておらず、出勤簿もみずから作成せず、ほかの職員に作成をさせていた。

(2) 職員の出勤簿については、全員分が実際の勤務どおりではなく、入江前理事長と職員の間で勤務日数を合意し、給料日前に出勤簿をまとめて作成していたとするなど、出勤簿が勤務実態と異なる。

4. 不適正な給与支給。

(1) 入江前理事長の給与が平成24年9月支給分から基本給が50万円から100万円と増額されているが、理事会の承認は得ていない。

(2) 職員給与について、給与規定はあるものの給与の基準表等がなく、初任給等の給与の格付け基準が不明であり、決定過程についての記録がない。また、給与規定にない特別手当が支給されているほか、特定の職員に給与規定にない役員手当が支給をされている。さらに、平成23年11月から勤務している看護職員には資格手当が平成24年9月以降しか支給をされていない。要するに1年分ずれています。

(3) 3名の職員に対して、法人からの給与支給ではなく、入江前理事長個人が支給したとしており、うち1名はグループホームの管理者である。

(4) 入江前理事長の息子の勤務は出勤簿どおりではなく、しかも出勤簿をほかの職員に作成をさせ、勤務実態が不明であるにもかかわらず、給料は一定に支払われており、勤務実績に基づく給与支給ではない。

まだ、たくさん載っているんですが、主な私たちの議会運営委員会で、以上発表した資料に基づき県・市の調査に基づいて、私たち議会運営委員会は入江有紀議員に対して先ほどの申し出のとおり議員辞職勧告決議（案）を満場一致で可決いたしました。

また、入江有紀君に対して、先ほどの懲罰ですか、それは大部初幸となっていますが、私、1名ですかね。私1名をやるわけですか。

ああ、わかりました。

先ほど読み上げた中で「大部初幸議員ら」というのがうとうとありましたから、どちらが正しいものか。私一人ですね、1名ですね。議運やなくて私1名をやるわけですね。

ありがとうございます。

それと、入江議員にひとつ、私もこの場をお借りして言いたいのは、あなたが、対馬を良くする対新会、広報責任者入江有紀というのが、いろんなチラシが出ます、出ています。いろんな人の批判をされております。このこともよく自分の胸に心を置いていろんな自分の対応をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 弁明が終わりましたので、大部初幸君の退場を求めます。

〔18番 大部 初幸君 退場〕

○議長（作元 義文君） これから、発議者に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。懲罰の議決については、会議規則第161条の規定によって委員会の付託を省略することができないとされております。本件については7人で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

暫時休憩します。懲罰特別委員会設置のため全員協議会を開催しますので、控え室にお集まりください。

午前10時53分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時30分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

お諮りします。懲罰特別委員会の選任については委員会条例第8条第1項の規定により、配付しております名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。懲罰特別委員会は名簿のとおり選任することに決定しました。

懲罰特別委員会の正副委員長互選のため、懲罰特別委員会を招集します。

暫時休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時52分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

懲罰特別委員会の正副委員長が決定しましたので報告します。委員長に山本輝昭君、副委員長に淵上清君が選任されております。

暫時休憩します。昼食のため暫時休憩します。懲罰特別委員会は昼食後にそのまま委員長が招集して進めてください。午後からの再開は追って連絡します。

午前11時52分休憩

午後2時01分再開

○議長（作元 義文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大部初幸君に対する処分の要求の件について、懲罰特別委員会の報告を求めます。

懲罰特別委員長、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 懲罰特別委員会の審査報告を行います。

対馬市議会議長作元義文様。懲罰特別委員会委員長山本輝昭。平成25年9月9日。

平成25年9月9日招集の平成25年第3回定例会において入江有紀議員から大部初幸議員に対して侮辱に対する処分要求動議が提出され、これに伴い委員会条例第7条第1項の規定により懲罰特別委員会が設置されたところであります。

当委員会は本日直ちに委員会を開催しましたので、その審査の内容について会議規則第110条の規定により報告いたします。

本件は、大部議員が提出者として発議された入江議員に対する議員辞職勧告決議（案）の提出により侮辱を受けたため、地方自治法第133条の規定に基づき大部議員に対する処分を要求されたものであります。地方自治法第133条は普通地方公共団体の議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員はこれを議会に訴えて処分を求めると規定しています。

しかしながら、議員辞職勧告決議（案）は事実をもとに正当な発議として提出されたものであります。したがって、侮辱に該当する事由もなく、懲罰は課さないことに決定しました。

以上で、懲罰特別委員会の審査報告といたします。

○議長（作元 義文君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 委員長にお尋ねします。

報告書を読み上げますと、下のほうに「しかしながら」と書いております。事実をもとに正当

な発議として提出されたものであります。この事実であるというふうなこと、それと入江議員の反論書4ページに、上の段ですが、ここには選挙後の公人としてのいわゆる議員としてふさわしくない事柄があったこと、あるいはその前のことということで、公人としての罪、理事長としての罪、これをさかのぼって処分することに異議があるというようなことが書かれておりますが、この点について私は、今回の委員会が十分な審議をなされたのか。もしそうでなければ、この文面からいえば、今からそのようなことが新しく、この21人にもしも発覚した場合に、当然同じようなことが起こり得るというようなことを私は思うわけですが、そのことについての審議内容があったのか。これをひとつ委員長にお尋ねいたします。

○議長（作元 義文君） 20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 大浦議員の質問にお答えいたします要求の中でどの部分が無礼な言葉、私生活に該当することかということを感じておるのかということ、委員会のほうに入江議員に参考人としておいでいただき説明を求めました。先ほど申されますように、議員になる前のことであるという、そのときの、議員になってからのことではない、議員になる前のことで私生活に当たるという入江議員の答弁でございましたが、入江議員は現在も有限会社モバイルフオンサービスの代表者であるとお聞きおよんでおります。今回のこの事案に対しましては公金の返還請求も受けております、代表者として。また、今回提案されております平成24年度の決算事案に対しましても、当時入江議員は秀優会の理事長であります。その決算も今後行うわけですが、入江議員は現在厚生常任委員会に籍を置いておられます。そういったことを考えたときに、私生活という捉え方にはいろいろあると思いますが、入江議員も公職に身を置かれる方でございます。

そういったことから、大部議員の辞職勧告決議（案）については正当性を認めたところでございます。

以上です。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） この弁明書、いわゆる反論書ですが、この中身を見させてもらいましたら、個人的には申しわけないんですが、名誉毀損で訴えるというふうな内容のことが書いておられます。これは今からやるということでしょうが、それと処分を受けた日にちから6カ月以内に異議申し立てをする機会がある。これは市と県ですが、このことを今から手続きをやっていこうというふうなことを確認は取っております。そうしますと、侮辱ということは罪の確定がくる前に、法の下で十分な審議・精査が行われる前にこうでありますということがそうでなければ100%、この場ではあとで修正を入れるようなことになろうかと思えます。ですから、侮辱という言葉は罪の確定がない前に間違いなくこの方が罪をおかしておりますということを言葉

で言うことだと思います。そのようなことで侮辱ということは私は成立する、このように思うわけですが、当委員会の見解と私は相違がございます。

それと、このことについてそれ以上は申しません。ただ、この中に公人として問題が議員として罪を犯した場合、私は当然議員辞職に当たると思います。ところが今回そうでない時期に罪が発覚した。法人の代表者、その当時のいわゆる罪状でございます。この場合、もしこれが今回やむを得ぬということになった場合、今後そのことが及ぶような気がいたします。そのような今回の解釈を私は果たしていかなものかと個人的には思っております。

以上、終わります。議長。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。本件について、委員長報告は大部初幸君に懲罰を課すべきではないとするものであります。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 起立多数です。賛成多数です。したがって、大部初幸君に懲罰を課すべきではないと可決されました。

大部初幸君の入場を求めます。

〔18番 大部 初幸君 入場〕

○議長（作元 義文君） 大部初幸君に申し上げます。大部初幸君に対する処分要求の件については懲罰を課すべきではないと決定されました。

これを持ちまして懲罰特別委員会は終結といたします。

日程第3. 発議第6号

○議長（作元 義文君） 続きまして、発議第6号の議事に戻ります。

入江有紀君の退場を求めます。

〔3番 入江 有紀君 退場〕

○議長（作元 義文君） これから発議第6号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となりました発議第6号については委員会への付託を省略したい
と思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しま
した。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。採決は起立によって行います。（「採決
は投票でお願いします」と呼ぶ者あり）

投票に賛成の方。

〔賛成者起立〕

○議長（作元 義文君） 賛成者が2人以上でありますので、要求は成立しました。したがって、
会議規則第70条第2項の規定により無記名投票により採決をします。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（作元 義文君） ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に上野洋次郎君
及び齋藤久光君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載
を願います。なお、会議規則第73条第2項の規定によって賛否を表明しない票及び賛否の明ら
かでない票は非、すなわち反対とみなします。また、投票を棄権する場合も反対とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（作元 義文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。（発言する者あり）

発議に賛成の方は賛成、反対の方は反対です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（作元 義文君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から順番に事務局長が氏名を読み上げますので、議長席に向かって右側から登壇して
投票し、左側へ降壇を願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1番	春田 新一議員	2番	小島 徳重議員
4番	船越 洋一議員	5番	淵上 清議員
6番	脇本 啓喜議員	7番	黒田 昭雄議員
8番	小田 昭人議員	9番	長 信義議員
10番	波田 政和議員	11番	上野洋次郎議員
12番	齋藤 久光議員	13番	堀江 政武議員
14番	小宮 教義議員	15番	初村 久藏議員
16番	大浦 孝司議員	17番	小川 廣康議員
18番	大部 初幸議員	19番	兵頭 栄議員
20番	山本 輝昭議員		

○議長（作元 義文君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。

上野洋次郎君及び齋藤久光君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（作元 義文君） 投票の結果を報告します。

投票総数19票。有効投票17票、無効投票2票。有効投票のうち、賛成15票、反対2票、
以上のおおりの賛成多数であります。したがって、本件は原案のおおりの可決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（作元 義文君） 暫時休憩します。

午後2時27分休憩

午後2時28分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

入江議員に申しあげます。本件は可決されました。

日程第4. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 次に、日程第4、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第5. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第5、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 本日、ここに、平成25年第3回対馬市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り、衷心より御礼申し上げます。

はじめに、6月定例会以降、今日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、地域再生推進本部関連でございますが、山林取得に係る寄附状況についてです。

平成25年8月29日、一部報道機関により、絶滅危惧種である「ツシマヤマネコ」が生息する対馬市の山林が競売入札に付されたという報道がなされましたが、対馬市が、土地の取得を前提に競売取り下げに関する手続を進めるに伴い、日本全国からたくさんの応援のメッセージに加え、土地取得やツシマヤマネコの保護、森林環境の保全に対する寄附金の申し出が相次いでおります。

9月6日現在までに確認できているものを御報告いたします。

がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金が87件、445万2,000円、ツシマヤマネコ基金が7件、6万6,000円でございます。

なお、入金を確認できた寄附金につきましては、随時、対馬市ホームページで公表をしております。

このように、全国の皆様からの温かい御支援、励ましに対し心強く感じるとともに、この場をおかりしまして心から感謝申し上げます。寄せられた寄附金等につきましては、土地の取得に関する財源として利用させていただくとともに、ツシマヤマネコの好適生息環境の保全及び森林環境の保全・利活用を図ってまいりたいと思っております。

次に、観光物産推進本部関連でございます。

「よりあい処つしま」についてですが、「対馬の情報発信」、「対馬の食材・特産品の提供」、「本市出身者の集い・憩い」等の機能の拠点として、11月22日オープン予定の「よりあい処つしま」の進捗について報告いたします。

佐護地区の古民家解体作業が終わり、現在入居している福岡事務所に隣接する古民家移築予定地において、去る8月19日、工事の安全を願う地鎮祭が行われ、9月初めから基礎工事が始ま

っております。

また、移築中には建築を学ぶ学生を対象に古民家再生の技術体験のため、大黒柱、平柱等を磨くイベントも計画されております。

現在の進捗状況としては、予定の工程にて順調に進んでいるとの報告があつているところを申し添えます。

次に、市民生活部関連でございます。

「日韓海岸清掃フェスタ I N対馬」についてです。

8月24日、「美しい対馬の海ネットワーク」、「ふるさと清掃運動会」との共同主催により、「日韓海岸清掃フェスタ I N対馬」を開催いたしました。上県町佐護の阿保海岸において、韓国学生を含め、市外からの参加者76名による海岸清掃作業を行いトン袋にして約60袋の漂着ごみを回収し、また、上対馬総合センターにおいてシンポジウムを開催し、約100人の参加がありました。

次に、環境基本計画の策定についてであります。

平成24年度から策定を進めておりました環境基本計画が本年度完成いたしました。環境基本計画では、豊かな自然と豊かな暮らしを次世代に引き継いでいくために「環境・経済・社会の好循環を生み出し、持続可能な地域の実現」を目指しております。

今後、対馬市が目標とする環境の姿を目指して「森・川・里・海・まち・ひと」が連環する総合的な施策を市民の皆様とともに進めてまいりたいと思っておりますので、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、福祉保健部関連でございます。

対馬いづはら病院、中対馬病院の利活用についてです。

対馬いづはら病院・中対馬病院の既存施設の利活用について検討審議していただいております「対馬いづはら病院・中対馬病院跡利用計画検討委員会」の第3回目を平成25年7月17日水曜日、豊玉地域活性化センター3階大会議室において開催しております。

委員17名の出席をいただき、基準病床数の変更、跡利用施設の方向性等について協議していただいたところであります。

次回開催につきましては、10月初旬を予定しております。

次に、周産期フォーラム関連事業の実施についてです。

次に、周産期フォーラム関連事業について報告いたします。

7月20日には映画「生まれる」の上映会を開催し、上対馬総合センターには約100名、交流センターには約200人の御家族連れを中心とした方々に御来場いただきました。

また、同日に、島内外の医療関係者や、対馬市の救急救命士を対象とした「産科救急」の講習

会が終日実施され、妊婦の救急医療についての知識・技能の向上を図ったところでございます。

翌21日のフォーラムでは、全国のへき地・離島からのパネリストにより、現状等を御報告いただき、その後、会場の皆様との意見交換会が行われました。今できることを、関係機関、市民の皆様とともに考えていくよい機会となりましたので、今後につなげてまいりたいと思います。

次に、介護保険指定事業者の指定取り消しについてであります。

社会福祉法人秀優会において「書類の改ざんや職員の配置基準違反がある」との情報提供が、平成24年6月から7月にかけて長崎県監査指導課に寄せられました。このことを受け長崎県は、みずから指定する同法人及びデイサービス事業所への監査を昨年度から幾度となく実施し、不正の事実を確認してきたところです。

また、同法人には、本市指定のグループホームあゆの郷もあります。長崎県が監査を進める中で「グループホームでも不正が見受けられる」との情報が本市に寄せられ、本年4月に書面で資料提供を受けました。

これを受け、本市も4月25日に第1回目の監査を実施いたしました。その際、事業所の対応は、4月に就任したばかりの理事長、管理者、経理担当の3人でしたが、聞き取りに対して理事長は、「前理事長からは引き継ぎを受けていないので、以前のことはわからない」と明確な回答を忌避。管理者は、「勤務していた。給料はもらっていた」とつじつまの合わない答弁を繰り返し、経理担当は、「私は詳しいことはわからない」と言い、核心に触れる質問には黙り込んでしまう状況でございました。

十分な事情聴取が行えなかったことから、法人が保管している関係書類を借用し持ち帰って精査するとともに、事実確認のため、担当課でも独自に調査を進めました。

さらに、5月に入り、グループホームの元職員への聞き取りや裏づけ調査を行い、再度5月31日に第2回目の監査を実施いたしましたが、理事長は対応をせず、管理者は相変わらずの答弁に終始するばかりでした。

しかしながら、秀優会に保管されている書類に加え、本市に届け出された公的書類から「人員基準違反」、「不正請求」、「虚偽報告」、「虚偽答弁」、「虚偽の指定申請」等の不正が明らかとなりました。

ただし、許認可等を取り消す不利益処分をする際は、行政手続法による聴聞を行い、当事者に意見を述べさせ証拠書類等を提出させる機会を付与しなければならないため、8月1日に聴聞会を開催いたしました。

聴聞通知は理事長に対し行いましたが、一切の権限を代理人の弁護士に委任。補佐人として長崎市内の居宅介護支援事業所から介護支援専門員が出頭するなど、グループホームの内情に精通していない関係者のみが出頭してきたもので、事業所の指定取り消しの危機ということの重大さ

が欠如していたと言わざるを得ません。

そのため、陳述において正当性を主張する反論もありましたが、不利益処分の原因とする事実
に反する明確な陳述、事実を覆すだけの証拠書類の提出もなかったことから、介護保険法第
78条の10及び第115条の19に基づき、社会福祉法人秀優会が運営する事業所、グループ
ホームあゆの郷を、平成25年12月31日をもって指定取り消しを行うこととし、8月29日、
長崎県庁において「指定取消通知書」を交付するとともに、各報道機関に対し記者発表を行い、
長崎県と同時処分を行いました。

不正受給の介護報酬は、返還請求できる期間が介護保険法に基づき2年間遡及できると定めら
れております。長崎県と本市を合わせると返還金は3,800万円余りとなりますが、秀優会の
みならず、秀優会へ事業継承する前の有限会社モバイルフォンサービスに対しても返還を求めて
おります。

なお、秀優会は、代理人である弁護士が提出した意見陳述書や理事長名で提出した弁明書にお
いて、「不正請求に該当するようであれば、同請求分は直ちに返還することを約束する」として
おります。

社会福祉法人本体は、長崎県から業務改善命令が出され、同じく県指定の「デイサービスセン
ターまごころ」についても指定事業者の指定が9月30日をもって取り消されることとなってお
ります。

本市が指定取り消し日を12月31日としているのは、現在、グループホームあゆの郷には定
員と同じ18人の入所者がいらっしゃいます。利用者の転居先の確保等は事業者の責務ではあり
ますが、18名の方が継続的にサービスの提供を受けられるよう本市としても事業者を指導する
とともに、適切な対応ができるよう支援してまいります。

現在、島内の施設はいずれも空きがない状態で、転居が容易ではないことを考慮し、指定取り
消し日を長崎県より3カ月延期しております。

入所者はもとより、御家族や関係者の皆様、あわせて同様の事業所には多大な御迷惑と御心配
をおかけすることとなりますが、今回の人員基準違反や介護報酬の不正受給は、長期間にわたり
慣行されたもので、悪質であると判断いたしました。保険者である本市といたしましては、断腸
の思いで行った処分であることを御理解いただきたいと思っております。

次に、農林水産部関連でございます。

株式会社つしまCASセンターについてでございますが、農山漁村活性化プロジェクト支援金
の補助制度により設立されました株式会社つしまCASセンターの業務継承につきまして報告を
いたします。

本会社は、上対馬地域の豊かな漁場を背景に、魚価の低迷や燃油価格の高騰による経営の悪化、

さらには高齢化や人口の島外流出などさまざまな要因により漁業離れが振興し、基幹産業である水産業が衰退していることに対処するため、魚価の安定と雇用の場を確保する目的で、上対馬町泉にCAS冷凍冷蔵システムを導入した水産物加工処理施設を建設し、平成22年4月から操業を開始しておりました。

しかしながら、業績不振に陥り、平成24年7月以降休業をし、継承会社を探しておりました。

このような中、株式会社ジャパンシーフーズより譲り受け、稼働再開の打診がありましたので、農林水産省の御指導を仰ぎながら無償譲渡での合意に至り、さらに十八銀行と日本政策金融公庫の同意を受け、市が関係する「ふるさと融資」に関しましても債務譲渡により無事処理されたことを御報告させていただきます。

この後につきましては、株式会社つしまCASセンターと株式会社ジャパンシーフーズが本年7月2日に譲渡契約を締結し、本年8月から「株式会社ジャパンシーフーズ対馬工場」として稼働していることを御報告いたします。

次に、教育委員会事務局関連でございます。

盗難文化財（仏像）の早期返還の取り組みについてであります。韓国窃盗団により盗難に遭った渡来物2体の早期返還の取り組みについてでございますが、6月末、韓国文化財庁へ出向きましたのち、8月2日に私と作元議長において東京港区にある韓国大使館を訪問し、「盗難仏像等の早期返還を求める要望書」を金元辰（キムウォンジン）公使に手渡し、早期返還を求めたところでございます。

現在、外務省において国レベルでの交渉が進められておりますので、返還交渉の行く末を見守るとともに、今後の韓国の動きにも注視していきたいと思っております。

以上、6月定例会以降の主な事項について申し上げますが、市政全般にわたり、今議会において、さらなる御意見、御提案を賜りたいと存じます。

最後に、本定例会において御審議願います案件でございますが、平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告ほか11件、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算認定ほか11件、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について1件、平成25年度一般会計補正予算ほか5件、条例の制定1件、条例の一部改正6件、指定管理者の指定1件、市道の認定1件、長崎県病院企業団規約の変更1件、財産の取得1件、諮問5件など、合わせて44件の案件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、何とぞ慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 以上で、市長の行政報告を終わります。

日程第6. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第6、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

総務文教常任委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） それでは、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成25年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成25年7月25日、集落再生の取り組み状況と上対馬・上県学校給食共同調理場建設予定地の現地調査を実施いたしました。

当日は、全委員出席のもと、まず上県町志多留地区において、地域再生推進本部二宮副本部長と上県地域活性化センター三原課長補佐の出席を求め、「集落再生の取り組み状況」について調査をいたしました。今回の調査には、原田志多留区長、木村、松野両島おこし協働隊員、また6月から志多留に移住されている富永、吉野両氏にも同席していただき、それぞれの立場での取り組みについて伺いました。

志多留地区は、移住者を含め36世帯64人、70歳以上が36人の海・山・里を有する集落です。昨年木村隊員が伝統的なかんがい様式の残る耕作放棄地約24アールを借り受け、地域の協力を得ながら水田としてよみがえらせ、自然と共生した農業のあり方が試されていました。

また、空き家を借り受け、古民家再生の取り組みが展開されており、伝統的な家屋での自然資源を上手に活用する知恵を学ぶプログラムが開催されています。

今年度、志多留地区を拠点に実施している「域学連携地域活力創出モデル実証事業」では、首都圏の複数の大学と連携し、地域が学生を受け入れ、将来の地域づくりを担う人材育成を図るとともに、地域づくりの実践活動の後押しをする予定であります。

過疎化が進む本市において、今回の実証事業を契機として、新たな集落再生への取り組みを期待いたします。

島おこし協働隊の木村、松野両隊員は今年度で任期を終えますが、その後においても本市に定住し、移住者を含めて新たな事業展開を計画されております。委員会といたしましても、新たな「島おこし」のモデルとして、側面からの支援の必要性を感じました。

次に、上対馬・上県学校給食共同調理場建設予定地を調査いたしました。

現在の上対馬学校給食共同調理場は、昭和53年に供用開始され35年が経過しています。以前より要望していた案件でありましたが、学校の統廃合も進む中、ようやく建設予定地が示され

ました。予定地として紆余曲折はありましたが、最終的には比田勝中学校敷地内の職員駐車場に決定されたとのことであります。

豊田教育部長及び比田勝総務課長の説明を受けながら現地を確認いたしました。正面玄関前のロータリー部分が建設予定地と重なることとなります。生徒の学校生活における癒しの場についても最大の配慮をされることを求めます。

最後になりましたが、志多留地区での調査につきましては、お忙しい中、原田区長をはじめ、島おこし協働隊員、さらに移住された両名の方々には御意見をお聞かせいただき、今回の調査・研究の目的が達成できましたことに厚くお礼を申し上げます。

以上で、総務文教常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終ります。

日程第7. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第7、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

厚生常任委員長、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 平成25年9月6日、対馬市議会議長作元義文様。厚生常任委員会委員長脇本啓喜。厚生常任委員会所管事務調査報告書。

平成25年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第105条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

当委員会は、8月30日に委員全員出席し、以下3カ所の現地調査及び審議を行いました。

1、美津島町雑知：対馬地域新病院（仮称）の建設工事進捗状況等。2、峰町三根：高齢者グループホーム峰の杜の施設設備及び運営状況等。3、豊玉町志多浦：（仮称）対馬中部汚泥再生処理センターの建設工事進捗状況等。

1、対馬地域新病院（仮称）の建設工事進捗状況等。

午前11時より、福祉保健部多田部長以下3名、建設部堀部長以下2名の出席を求め、県病院企業団新病院建設推進本部から伊原部長以下6名、建設工事関連業者からは設計管理者等6名の出席をいただき、現地視察を実施しました。

当日はあいにく雨天で現場はぬかるんでおりましたが、新築工事業者（鹿島・梅村・早田特定建設工事共同企業体）百田所長より建設工事進捗状況等の説明を受け、その場でも質疑応答を行いました。

その後、近隣のふれあいプラザに場所を移して委員会を開催し、さらに詳細な説明を百田所長より受け、活発な質疑応答が行われました。質疑が集中した災害対策について、その内容を報告します。

①本体建設工事の進捗状況。本年5月末に着工し、順調である。8月の大潮時期に海水の浸水等は多少あったものの支障はなく、本体工事そのものは平成26年9月に予定どおり完了できる見込みである。

②耐震・免震性の確保状況。建設基準法に定められている地域係数以上の係数を確保している。

③津波・高潮対策の確保状況。駐車場は、津波・高潮の最高想定値以上の高さを確保し、最も海拔が低い位置となる箇所についても、高潮の想定より1メートルほど高く、津波の最高想定値と同程度の高さとなる。病院の建屋建設部分については、津波の最高想定値よりさらに1メートルほど上回る高い位置に建設するため、津波・高潮対策は確保されている。

④埋立地特有の液状化対策の確保状況。当初から十分な対策を確保していた上に、地下部分は想像以上に岩盤があったため、むしろ液状化の心配が少なくなるのではないかと思われる。

以上、慎重かつ詳細に調査を実施した結果、建設工事の進捗状況は順調に進んでいました。最後に、遅くとも平成26年度末までには予定どおり新病院が開院できるよう今後とも関係部署は進捗を随時把握されたい。

2、高齢者グループホーム峰の杜の施設設備及び運営状況等。

午後2時より、福祉保健部多田部長以下2名に出席を求め、当該施設を運営する社会福祉法人梅仁会日高理事長以下3名にも出席いただき、現地視察を実施しました。

長崎市のグループホーム火災死亡事故以来、スプリンクラーの設置義務規定が厳格化されたが、当該施設は基準をクリアする設置状況でありました。

また、1ユニット（9名）運営に求められる人員も確保されていました。入居者全員が要介護度2の状態であることも報告を受けました。新築されたばかりの施設内で、入居者は快適な生活を過ごされているように感じました。

午後4時15分より、豊玉地域活性化センター3階小会議室において福祉保健部多田部長以下2名の出席を求め、委員会を開催しました。

今回、現地調査を実施したグループホームに限らず、市内に設置されている特別養護老人ホーム、老人保健施設等の高齢者介護関連施設の12の種別について、施設所在地、入居者数、定員、待機者の状況等を担当課長より事前配付資料に基づき詳細な説明を受けました。

特に、待機者数の把握について質疑が集中しました。事前配付資料では、各施設から報告があった待機者数が各施設ごとに掲載されており、市内の延べ待機者数は400名以上に上ります。

有効な施策の展開に向けては、重複を避けた名寄せ後実数把握資料が必要だとの意見が委員か

ら出され、その資料の提出が要求されました。医療対策室に、対馬いづはら病院跡利用検討資料として作成された実数を把握した資料があるとのことでした。後日提出いただいた資料によると、市内介護関連施設における名寄せ後待機者実数の合計は248名（平成25年1月末現在）となっております。

この名寄せ後待機者実数の把握は、平成27年度から始まる第6期介護保険事業計画の策定に当たっても必要となる重要資料であるため、今後も少なくとも年に一度の名寄せ後の待機者実数把握に努められたい。

また、要支援者が介護保険の対象から外され、市町村（保険者）に移管するという国の方針が示されたが、その動向についても担当部署は注視し、早期の対応を図られたい。

3、対馬中部汚泥再生処理センターの建設工事進捗状況等。

午後2時15分より、市民生活部藤田部長以下4名、建設部堀部長以下3名の出席を求め、現地視察を実施しました。建設部担当課長より建設工事進捗状況の説明を受け、午後3時20分より、豊玉地域活性化センター3階小会議室に移動し、委員会を開催しました。建設部担当課長より、予定どおり平成27年2月初めに全体の供用が開始される見込みであることが報告されました。

以下、質疑が集中した2点について報告します。

①建設用地の拡張案等複数案の中から現行案に決定した経緯について。

当初、施設の敷地を拡張する予定もあった。しかし、用地取得が困難となったこともあり、従来の敷地内でし尿処理が滞らない形で施設の部分的建設を順次行い、事業は順調に進捗している。

②当該施設はもちろん特に厳美清華苑の過剰稼働解消策について。

当該事業は、中部クリーンセンター施設の老朽化と厳美清華苑の過剰稼働解消策として建設が進められている。「美津島町の一部（万関橋以北）約5キロリットル1日当たりを厳美清華苑から（仮称）対馬中部汚泥再生処理センターへ移管すると言うが、それで厳美清華苑の稼働率は100%未満となるのか」との質問が委員から出されました。

これに対し、環境政策課長より「厳美清華苑の現状の120%近い稼働率からすれば、厳美清華苑の稼働率は100%未満とはならないが、対馬市全体（し尿処理3施設）の処理能力としては、今後の人口推移と、し尿対浄化槽汚泥の比率の推移等を考慮すると、対応可能であると見込んでいる」との答弁がありました。

万関橋以北約5kl/日を対馬中部汚泥再生処理センターへ移管すると言うが、実務上困難であることも予想される。新処理棟供用開始後は、業者へ移管の協力要請に努められ、厳美清華苑の稼働率が100%未満になるよう指摘した。

以上で、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、波田政和君。

○議員（10番 波田 政和君） 委員長に1点だけ。厳美清華苑の過剰稼働と申しますか、これについて、なぜ過剰なのか。何が原因があると思うんですが、調査してあったら御答弁よろしくお願ひしておきます。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 現状についての報告はありましたが、なぜそのような過剰稼働状態に現在陥ってしまっているのかということについては審査をしておりません。

○議長（作元 義文君） いいですか。

質疑ありませんか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。3時20分から再開します。

午後3時07分休憩

午後3時19分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

本日は、議事の都合上、時間を延長して続行したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） ありがとうございます。

日程第8. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） それでは、日程第8、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会委員長、長信義君。

○議員（9番 長 信義君） 国境離島活性化対策特別委員会の調査報告を行います。

国境離島活性化対策特別委員会の調査状況を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、平成25年第2回定例会において、「国境離島特別措置法」（仮称）の制定に向けた推進活動を積極的に行うことを目的に設置されたものであり、閉会中委員会を開催いたしましたので、順を追って報告いたします。

委員会は、平成25年8月6日、午前10時30分より対馬市役所4階会議室において、小宮

議員、入江議員は欠席でありましたが、行政側より財部市長、平間地域再生推進本部長ほか担当課長等の出席を求め、委員会を開催いたしました。

調査の内容は、「国境離島特別措置法」（仮称）に係る調査研究について、特に新法制定に向けての委員会活動について協議をいたしました。

市長より、現在に至るまでの経過について概要の報告を受け協議に入りました。

本委員会は、平成21年9月25日設置以降12回にわたり委員会が開催され、内容等については十分に議論が尽くされており、法案成立に向け、集中的に陳情・要望活動を行っていくべきであるとの意見が出され、法案成立までは市長のみの陳情・要望活動では難しい面もあると思われるので、特別委員会設置の趣旨を踏まえ、議会もともに陳情・要望活動を行うため予算措置をお願いいたしました。

また、長崎県知事に対しても対馬市の現状を説明し、法案の早期制定に向け意思表示をすべきである等の意見が出され、関係機関には、集中的に4回程度の陳情・要望活動を実施することとし、最初の行動を臨時国会の招集前に行う、その際の陳情・要望書（案）を作成し、次回の委員会で派遣人数と要望書（案）の協議を行うこととし閉会いたしました。

平成25年8月21日、午後2時より豊玉地域活性化センター3階小会議室において、湧上副委員長、上野委員は欠席でありましたが、行政側より、平間地域再生推進本部長ほか担当課長の出席を求め、以下の4点について協議をいたしました。

（1）国・県への陳情日程の調整。（2）陳情を行う国会議員の確認。（3）陳情を行うために国・県へ派遣する議員の数。（4）要望書の内容の確認。

1点目の国・県への陳情日程については、第1回の委員会で市長の日程と調整し8月末に行動することとしておりましたが、国会が閉会中のため関係議員が不在であり、9月定例会以降の10月初旬をめどに地元選出の国会議員と調整し、臨時国会開会前に陳情を行う、その際、長崎県の五島・壱岐とも連携し行動することも考えられるが、対馬市は特別委員会を早期に立ち上げて活動しており、陳情は先行して行うべきであるとの意見が出されました。

2点目の陳情を行う国会議員の確認については、自由民主党内閣部会・離島振興特別委員会・領土に関する特命委員会・県選出全ての国会議員とし、陳情活動を行う国会議員のメンバー等詳細については委員長に一任することに決定いたしました。

3点目の陳情を行うために国・県へ派遣する議員の数については、第1回目の陳情・要望活動であり、特別委員会委員全員で対応することとし、県知事への要請後国会議員への活動を行うことにいたしました。

4点目の要望書の内容の確認については、一部指摘箇所があり、市長部局と再調整の上、次回の委員会で協議することといたしました。

また、作元議長より、国境に位置する離島の自治体の議長で構成する委員会を立ち上げ協議を行うような動きがあり、関係する議長等で話をしている現状の報告を受けました。

参考までに、関係する機関の動向について報告いたします。

平成25年7月、全国離島振興市町村議会議長会では、平成26年度離島の振興に関する要望で、新たな離島振興への対応として、特に重要な役割を担う離島の保全及び振興「特定国境離島保全・振興特別措置法（仮称）」等の法制度を整備すること。

平成25年7月、長崎県国境離島振興専門委員会においては、国境離島の振興・保全に関する要望書が国土交通省へ提出されております。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第9. 国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第9、国県道路等整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。国県道路等整備促進特別委員会委員長、齋藤久光君。

○議員（12番 齋藤 久光君） それでは、国県道路等整備促進特別委員会の調査報告をいたします。

国県道路等整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、平成25年5月の市議会議員選挙により改選され、平成25年6月定例会において、議員発議により第2次の国県道路等整備促進特別委員会の設置が議決され、8名の委員構成でスタートすることとなりました。

本委員会の委員長に再度選任をいただき、対馬市管内の国県道路の整備促進及び離島航路の改善に向けて邁進していきたいと心新たにしたところであります。

対馬市における国県道路の整備状況は、県当局の御尽力により年々向上しておりますが、対馬の地形的要因から来る事業費の高騰などの影響はもとより、近年の対馬市の人口減少と公共事業費の減少について相関関係があるのではないかと。対馬市は、他の離島と比べ道路整備がおくれているので、まだまだ整備が必要と考えているなど、振興局長の言葉もいただいているところでもあります。

対馬市の道路は、地域の産業・経済・文化の活性化や地域間交流など社会活動を促進し、住民生活の向上や均衡ある地域の発展のため不可欠な施設であり、特に国県道路は本市の道路交通網

の根幹を形成し、本市の発展のためには重要な社会基盤であることは言うまでもありません。

このような状況を鑑み、本市議会において国県道路等整備促進特別委員会を立ち上げ、市当局と連携しながら未整備箇所の調査・研究、今後の対応について積極的に取り組んでいくことといたしました。

本委員会は平成25年8月5日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、兵頭委員は欠席でありましたが、市長部局より堀建設部長、松村北部建設事務所長、西村建設課長の出席を求め、第1回の委員会を開催いたしました。

平成25年度における対馬振興局管内の国県道路（公共補助）事業8カ所、国県道路（単独）事業6カ所、合計14カ所の事業概要や進捗状況等について、また改良が必要な未改良区間については、一般国道382号4カ所、主要地方道11カ所、一般県道3カ所について、それぞれの現況、問題等について、資料に基づき建設部より説明を受けました。

各委員からも、各地域の事業箇所の進捗状況や問題等について多くの発言があり、確認をいたしました。

また、今回新たな委員構成となりましたので、早期整備を要する未整備箇所の状況把握・確認が必要となり、全島の現地調査を行うことで一致いたしました。

なお、厳原南東部の主要地方道、未改良未整備路線として注目されていた尾浦から浅藻間に平行して、新規ルートとして計画されている件について、対馬市と長崎県との関係についての質問もありました。

改良困難な主要地方道の改良のため、抜本的な改善策として検討された集落間を低地で結ぶ道路整備計画であり、市としては従来の主要地方道のバイパス道路としての計画であるとの回答でありました。

以上、対馬振興局管内における国県道路整備事業等について、予算の確保及び各事業の早期採択に向け、本委員会と市当局が連携の上、国県道路のさらなる整備促進が図られるよう取り組んでいくことが重要であります。

そのような中、国政においてもアベノミクスによる経済対策で、成長戦略による公共事業の拡大を全面に打ち出している状況であり、対馬市が目指している国境離島特別措置法（仮称）の制定に合わせ、国・県への積極的な陳情・要望等の活動が必要不可欠であることを本委員会の総意として確認をいたしました。

以上で、国県道路等整備促進特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第10. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（作元 義文君） 日程第10、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

長崎県病院企業団議会議員、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

長崎県病院企業団の議案審議の内容について、次のとおり報告します。

1つ目、25年度臨時会でございますが、平成25年8月20日、長崎県病院企業団議会平成25年臨時会が、長崎市出島町、県農協会館において招集されましたので、議案審議の内容を次のとおり報告します。

企業団議会は14名で構成されており、今回の会議は全員出席のもと、対馬市からは上野洋次郎議員と2名の出席であります。

今回の議案審議は、議長選出案件、報告議案1件の合計2件であります。

議長選出案件につきましては、24年度の議長選出に係る申し合わせ事項で、構成団体の自治体のうち離島の市から議長を選出する旨の決定がなされ、任期については当分の間、1年間とすることになっております。昨年度は対馬市より糸瀬一彦議長が選出されておりましたが、任期満了に伴いまして、今年度は五島市より荒尾正登議長が選出されましたので報告いたします。

次に、報告第1号、長崎県病院企業団企業長の給与の特例に関する条例の企業長専決事項報告については、企業長の給与の減額に伴う条例の改正であります。

以上、議長選及び報告案件1件について慎重に審議した結果、いずれも原案のとおり賛成多数により可決されました。

なお、臨時会終了後、引き続き全員協議会、議員研修が行われ、病院企業団より説明を受けましたので、主な事項について報告します。

まず、全員協議会。

奈留病院の診療所化についてであります。五島市医療提供体制のあり方検討委員会報告書の答申骨子によりますと、①国は、公立病院の赤字に伴う改革ガイドラインを示して公立病院の改革を進めている（病床利用率が3年連続70%を下回る場合など）。②全国的に医師の確保が困難になっていることから、県では常勤医師6人未満の地域病院については診療所化の検討を求めている。

③そのような中で対馬・新上五島においては改革を具体的に進めている。④五島市内には、企業団の3病院があることから、五島中央病院を中心とした今後の病院のあり方を検討する必要があります。を検討の背景として次のような方針が五島市において決定されております。

まず、奈留病院を平成26年1月までに五島中央病院付属の有床診療所（19床）として開設

を行うこととし、既に県及び五島市において6月議会の中で説明が行われています。

なお、富江病院についても将来的には同様の方針ではありますが、住民の理解を得られず当面現状維持としております。

3番目、議員研修。

次に、議員研修についてですが、地域医療の再編の状況、壱岐市民病院の企業団加入要望、医療従事者確保・育成対策について説明されましたが、その主なものについて報告します。

まず、病院企業団全体の決算見込みではありますが、平成24年度は5億7,700万の黒字であります。そのうち対馬3病院については、対馬いづはら病院1億3,100万円の黒字、中対馬病院2,500万円の黒字、上対馬病院3,400万円の黒字の見込みとなっております。

次に、地域医療再編の状況報告の中で、対馬地域新病院（仮称）建設事業の概要について報告がありました。本体工事の入札不調に伴う財源確保ではありますが、12億5,300万円の新たな財源確保が発生しましたが、そのうち、国の医療施設耐震化臨時特別交付金7億1,300万円、再生基金1億8,000万円が交付決定される報告を受けました。最終的な本体工事は71億8,900万円となります。

また、本体工事とは別に職員宿舎の整備として医師用15戸、看護師用20戸について本年度設計、来年度施行計画となっております。

なお、病院本体につきましては、平成26年9月に完成を見込み、平成27年1月以降に開院を予定しています。

また、医師の確保については、基本的に2病院の医師が新病院へ移行されるものと理解しているところではありますが、現段階では十分な話し合いに至っておらず、早急な対応が求められるところでもあります。

以上、病院企業団議会議員の報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 企業団の報告の中で、全員協議会のことについてお尋ねさせていただきます。

2ページの「県では常勤医師が6人未満の地域病院については診療所化の検討を求めている」というのは、多分これは長崎県でしょうね、企業団じゃなくて。

ちょっと待ってください。

それと、「その中で対馬・新上五島においては改革を具体的に進めている」ということでございますが、今までそういった、上五島については若干聞いておりましたが、対馬について具体的に進めているという報告があります。

対馬市の新病院建設時には、対馬にありました3つの公立病院を統合するという事で、これは厳原の病院と中対馬病院を統合ということで住民説明会があり、上対馬病院は引き続き公立病院として存続させるといった説明をこれまで受けてまいりました。

これは住民説明会にもそういった考えでありましたが、このように対馬においても具体的に進めるといったことが全員協議会で説明された中で、地元対馬市の議員としてどのような発言をなされたのか、お尋ねします。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 対馬市と新上五島については具体的に進めておりますと、そして、そのうち6人を下回る医師の地域病院は診療所化していくというふうな方針を県は出しております。これは、そういうふうなことで合併、統合廃止があっているわけですが。

その対馬の場合を申し上げますが、基本的に基幹病院をまず残すこと、「基幹病院」という言葉は、上五島の場合では新上五島中央病院といいますか、大きな病院がありますが、そこが基本となっております。

それで、有川病院を既に診療所化して地域病院を廃止しております。これは附属病院にしております。そして、奈良尾の病院をたしか本年度中にそれを進めるというふうなことに聞いております。

対馬の件なんです、いつはら病院は対馬の中では基幹病院です。そして、中対馬は地域病院という取り扱いです。上対馬の病院も地域病院という取り扱いです。その中で、基幹病院の厳原病院を残して、実は中対馬病院を診療所化するというのが今から6年前の構想だったと思います。しかし、これを統合して新築移転という方向に決定したのが今のあり方でございます。既にここに改革を行っております。

そして、上対馬病院の捉え方は、この基幹病院を中心に考えて、いわゆる外来、病院に通う距離が、上対馬から基幹病院までの距離があまりにも時間がかかるから、通院することは不可能である、そういうふうな定義のもとに上対馬病院は残すという定義となっております。6人に満たない状況でも、この病院は通院できないという距離にある、基幹病院。そういう意味で、これは将来的に廃止しないというふうな定めを企業団としては説明をしております。

山本議員の質問ですが、そのような対馬の中での考え方が以上のようなことでございますので、新病院の合併後、上の病院が診療所化することはあり得ないということで理解していただければと思います。よろしいでしょうか。

○議長（作元 義文君） 20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 理解させていただきましたが、公立病院の改革を進める中で、改革ガイドラインで3年連続70%を割ると、これは医師の不足で外科医がいない、産科の医師

がない。それで実際に病床が満床にならないわけです。

別に医師がおりさえすれば、そこで外科にかかる、産科も助産もできる。

そうであって、そのガイドラインを70%下回るという捉え方に私は、別に70%下回ってもやむを得ないと、人の命にかかわる公立病院が、と私は思います。

それで、今、大浦議員から明確に上対馬病院は二次病院として存続するというお話をいただきました。北部に住んでおる我々にとりましてはありがたいことです。

ここで、ちょっと市長に、全然関係ないですけど、市長にはどうでしょうか。わかりました。

それじゃ質問終わります。ありがとうございました。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 同じくその部分についてなんですが、今、大浦議員のほうから明確にという、上対馬病院は診療所化しないというようなことの答弁がありましたが、それはいつどなたからお聞きになったのか、確かめられたのか、そこまでお聞きしたいんですが。

私が聞いた中では、基幹病院を経営するのが企業団病院であって、上対馬病院はこれからどうするかわからないというような回答をいただいたんですが、だからなおさら危機感を持っているんですが、病院企業団議員さんがそういうふうにはっきり聞かれたということであれば、いつどなたに聞かれたのか教えていただきたい。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） これは今から6年前にさかのぼると思いますが、長崎県の企業団議会になる前の離島医療圏組合病院の時代のころに、公立病院のあり方検討委員会という対馬地区のまとめた提案書が出されて、この中にはっきり明記しております。

その中で、実はさっき言いましたように、いづはら病院を基本として、そのときの構想ですが、そこに吸収合併して中対馬病院はつぶすというような構想でございました。しかし、その基幹病院を基本とした場合に、上対馬病院の通院距離はまず不可能と、この病院をつぶすことは相ならないというふうなことにはっきり載っております。ですから、その後、企業団の移行になりましたが、要件等は変わっておりません。

以上です。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の答弁によりますと、6年前の約束が生きているから明確に診療所化にならないというふうには聞きえないんですが、この6年間の間、いろいろと状況が変わってきていると思います。

その中で、本当に病院企業団がそういうふうな方針であるのかどうなのかということは、もう一度確認する必要があると思いますので、次回、そういう機会がありましたらというよりは、な

るべく早く病院企業団議員として、その辺をはっきりと明確に病院企業団のほうから答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 定例会は年にわずか2遍です。12月と3月、このうちの12月にそのことを明確に、特に上代表の上野議員にしっかりそのことを企業長に聞き出すという機会を、私もそういうふうに思います。

この計画書の中で、3病院の連携を、トータル的に経営の状況を総合的に最近は見えております。1病院じゃなくて、対馬3病院が赤字か黒字か、このようなやり方です。ですから、対馬2病院というふうなことに27年以降はなると思います。

私は、そういうふうなことで、上がそういうふうになるという発言を今まで一遍も聞いておりません。当初の計画どおり通院距離に問題あり、この病院は従来どおりの機能を果たすということとで説明を聞いております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 20番、山本輝昭君。

○議員（20番 山本 輝昭君） 6年前といいますか、長崎県が病院のあり方検討会、対馬市もつくりました。そのときと現状は変わっておると思うわけ。その当時は、2つの病院を統合して、対馬市は広域だということで、上対馬病院は存続させなければできないと、そういつて明確にありました。

しかし、そのときには赤字病院に対する交付税が、1つの病院で2つもあってはできないということもいろいろありました、条件が。それは緩和された、それがなくなった後は、対馬市の病院のあり方検討会も途中で終わっておると思うんです。最終的には最後まで行っていないと思います。その点が1点と。

その当時の約束事は、病院企業団が果たして守っておるのかと、医師にしても、医者がいないから、外科の医者がいないから産科をなくす、当たり前のような言い方です、病院企業団は。これは市長に言っても、市長が企業団の中にいらっしゃれば、これは市長のほうに説明を求めるわけですけど、我々は、企業団に対しては企業団の議員にしか物を申せません。

やはり、北部の医療ということ考えた場合に、もう少し頑張っていたきたいということを要望します。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第11. 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告

○議長（作元 義文君） 次に、日程第11、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を行います。

長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員、兵頭栄君。

○議員（19番 兵頭 栄君） 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議案審議の内容について、次のとおり報告します。

平成25年8月27日13時より、長崎県市町村会館において、平成25年第2回定例会が召集されました。

議案審査に入る前に、先般の統一地方選挙及び各地方議会の役員改正により3名が交替され、佐世保市から片淵議員、大村市から村上議員、長与町から内村議員がそれぞれ選任されました。

議案につきましては、同意案件1件と平成24年度決算報告2件の3件が上程され、いずれも原案のとおり賛成多数で可決されました。

議案の内容について報告をいたします。

同意議案第1号、副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについては、本広域連合の副連合長に松本崇氏を選任するものであり、賛成多数で再任されました。

議案第9号、平成24年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額2億7,523万8,715円、歳出総額2億6,330万9,179円、当年度の実質収支額は1,203万2,821円であります。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金で市町からの共通経費負担金1億6,517万1,970円で、歳入構成比の60%を占めております。その他、6款繰入金6,412万1,000円は、財政調整基金の取り崩しによるもの、7款繰越金1,276万2,045円は、平成23年度の決算剰余金であります。

歳出の主なものは、広域連合の人件費及び事務室借りに係る経費でございます。

議案第10号、平成24年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額2,081億7,934万7,068円、歳出総額2,035億2,072万4,831円、当年度の実質収支額は46億5,862万2,237円であります。

歳入の主なものは、1款市町支出金304億2,655万2,237円は、保険給付関係事務に係る市町からの共通経費負担金で全体の14.6%、2款国庫支出金は734億7,461万391円で全体の35.3%、4款支払基金交付金822億2,507万5,819円は、現役世代が加入している医療保険者が負担する後期高齢者支援金を財源とする支払基金からの交付金で全体の39.5%などであります。

歳出の主なものは、2款保険給付費の1,994億6,987万4,938円で全体の98%で

あります。

最後に島原市の永尾議員の一般質問があり閉会いたしました。

以上をもちまして、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第12. 報告第5号

日程第13. 報告第6号

日程第14. 報告第7号

日程第15. 報告第8号

日程第16. 報告第9号

日程第17. 報告第10号

日程第18. 報告第11号

日程第19. 報告第12号

日程第20. 報告第13号

日程第21. 報告第14号

日程第22. 報告第15号

○議長（作元 義文君） 日程第12、報告第5号、平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告についてから日程第22、報告第15号、平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告についてまでの11件について、説明を求めます。

総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま一括議題となりました報告第5号から報告第15号までの11件につきまして、提案理由とその内容を説明申し上げます。

報告第5号から報告第13号までの経営状況報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に提出するものでございます。

資料は、別冊のほうになっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、報告第5号、平成24事業年度財団法人厳原愛育会経営状況報告についてでございます。

この厳原愛育会は、久根へき地保育所、佐須へき地保育所及び豆殿へき地保育所の3保育所について受託運営を行っており、この受託運営事業に係る経営状況の報告でございます。

次に、報告第6号、平成24事業年度株式会社まちづくり厳原経営状況報告についてでございます。

まちづくり巖原は、巖原地区の中心市街地の再開発事業における商業の活性化に関することを行っており、対馬市交流センターのテナント管理業務、同交流センター駐車場の管理・運営業務並びに施設管理業務などを行っております。

次に、報告第7号、平成24事業年度財団法人豊玉町振興公社経営状況報告についてでございます。

本社は、対馬産品の特色を生かした新商品の開発・販売、新規取引業者の開拓、水産物の加工販売を主な事業といたしております。

次に、報告第8号、平成24事業年度財団法人上対馬町振興公社経営状況報告についてでございます。

本社は、上対馬温泉「渚の湯」の管理・運営を受託運営いたしております。

次に、報告第9号、平成24事業年度財団法人対馬市農業振興公社経営状況報告についてでございます。

本社の主な事業といたしましては、農作業などの支援・受託、特産加工品の開発、加工販売、堆肥などの生産・販売、そば道場の管理・運営、その他施設の管理・運営などを行っております。

次に、報告第10号、平成24事業年度株式会社対馬国際ライン経営状況報告についてでございます。

対馬国際ラインは、対馬釜山間就航のオーシャンフラワー、ビートル、コビーの出入国事務の代行委託事業が主のものでございまして、比田勝港における出入国に係る国際航路の窓口となっており、比田勝港国際ターミナルの管理も受託をいたしております。

なお、この株式会社対馬国際ラインは、3月議会定例会で報告いたしましたとおり、本年2月23日の臨時株主総会におきまして解散決議がなされ、清算人による清算事務が進められておりましたが、去る8月30日の臨時株主総会におきまして清算事務決算報告書が承認されたところでございます。

本日、追加資料といたしまして、その清算事務決算報告書をそれぞれ配付をさせていただいておりますので、御参照方よろしくお願いたします。

なお、2月20日付におきまして、新会社、株式会社国際ライン対馬が設立をされ、それらの業務については継承されていることを申し添えます。

次に、報告第11号、平成24事業年度株式会社カミレイ経営状況報告についてでございます。

カミレイは、上対馬冷凍冷蔵庫の冷凍事業と水産物の種苗生産業務を行っております。

次に、報告第12号、平成24事業年度財団法人対馬栽培漁業振興公社経営状況報告についてでございます。

本社は、対馬地域の沿岸漁業の振興発展に寄与することを目的とし、対馬地域の海域特性に合ったアワビ、アカウニ、アコヤガイなどの種苗の安定的な確保、供給を図るため種苗生産事業などを行っております。

次に、報告第13号、平成24事業年度財団法人対馬国際交流協会経営状況報告についてでございます。

本協会は、対馬と海外諸国との友好親善の推進を目的とし、地域の国際化を図るため、国際交流及び国際交流に関する事業を展開しており、韓国内における対馬の総合窓口として釜山広域市に対馬釜山事務所を設置するなど事業を行っております。

以上でございます。

続きまして、報告第14号、平成24年度対馬市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明をいたします。議案の19ページでございます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会へ報告するものでございます。監査委員の意見書につきましては別冊となっておりますので、よろしく願いいたします。

財政健全化の判断は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標を用いることになっております。健全化判断比率の表中実質赤字比率は、一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございまして、実質収支が赤字でないために数値はございません。

次の連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、連結実質収支が赤字でないために数値はございません。

次の実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分の標準財政規模に対する比率であり、11.4%でございます。

次の将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございまして、44.2%でございます。

また、次の公営企業における資金不足比率は、公営企業会計におきまして資金の不足がないため、いずれにおいても数値はございません。

これらの健全化判断比率の4指標が、国などの関与による確実な再生基準であります財政再生基準、県などの関与による自主的な改善努力の財政健全化計画策定義務の基準となります。本市の健全化判断比率は、これらの数値をいずれも下回っているため、本市の財政状況は健全段階であるということが言えます。

なお、今回御報告を申し上げます各比率につきましては暫定値でございまして、今後変更もあり得ますことを申し添えます。

最後に、報告第15号平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告につきまして御説明いたします。議案の21ページでございます。

本案は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございまして、平成22年度対馬市一般会計当初予算及び補正第7号並びに平成23年度補正第5号におきまして議決、もしくは変更の議決をいただきました対馬中部汚泥再生処理センター整備計画支援事業の継続費につきまして、議案22ページの平成24年度対馬市一般会計継続費精算報告書のとおり継続費の精算を議会へ報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 報告が終わりました。

11件に対する質疑を行います。質疑はありますか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 先ほど部長のほうから上対馬における国際ラインの清算があったということで、この25年度11月までに公益法人の一般財団法人化というふうなことで、全てその整理に入って、25年度以降はこういう報告が十分なされんようなことになると思いますので、その観点でひとつ伺います。

国際ラインを一応廃止して、その整理を資本金の清算に当たったというふうなことなんですが、もちろん当時の出資の比率によってその余剰といいますか、残高を清算するということで基本はあると見ておりますが、この似たような会社のカミレイという冷凍庫の工場がございます。これについても市が1億の資本金に対して5,000万、2分の1を出資し、市といいますか、上対馬町です、当時の。

残り、その他の団体等が負担をしてやりますが、このカミレイも25年11月までに市がその構成から外れて、その組織体から抜けるということでしょうか。それをちょっと伺います。

もしそうであれば、資本金の比率によっていろいろ清算事務をやるのか。そして、その施設が多分、大きな3億6,000万の施設が、これは国の補助等で、そして当時の上対馬町の負担によって、これを建設しております。この方向において解散するならば、どういうふうな手続を踏もうとするのか、関連してお伺いします。部長でも結構ですが、副市長でも結構です。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 大浦議員さんの質問にお答えします。

カミレイにつきましては、民営化ということで、外郭団体プランによりまして事業を進めているところですが、カミレイにつきましては、昨年9月29日の臨時総会におきまして、民営化については総会で承認をされておりますが、その後の民間でのプランについては、現在、この冷凍冷蔵庫施設がまだ耐用年数がありまして、そういう移動につきましては国と今現在協議してい

る段階で、まだ今のところその解散については、解散といいますか、民間委託については協議中で、まだ進んでおりません。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 公益法人を全部整理するというふうなことは、市もそういう説明をなされたから、当然カミレイも資本金を市が投入しておりますから、この団体から外れていく方向であろうと私は理解しておったんですが、そこまではいっておらないわけですか。私の勘違いやろうか。

それはいいですか、私の勘違いで。そのままの、市が資本金2分の1を保有したままこの株式会社が本年度11月の末以降も運営するというのでいいんですか。その確認をとりよるんです。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 現在のところはまだその状況で変わりません。

○議員（16番 大浦 孝司君） そのまま続行でいいんですね。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 今のところそこ以上は進んでおりません。

○議員（16番 大浦 孝司君） 間違いない。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） はい。

○議員（16番 大浦 孝司君） それならそれでいいです。

○議長（作元 義文君） ほかに、6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の件についてなんですが、公益法人が問題になっている部分についてですから、カミレイは株式会社だったんじゃないですか。だから関係ないということによるんじゃないですか。私の認識違いですか。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 脇本議員さんのおっしゃるとおり株式会社です。私、民間委託ということで、その辺のところで回答をさせていただきました。済みません。

（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） はっきりとよく聞こえるように言わんとわからんぞ。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 公益法人のことやっているんですが、株式会社でやっておるわけですか。その中での清算ということであったものですから市が抜けるということは聞いてたんですがこれをやるのかというカミレイのことを聞いたわけで、ないということになればいいですが、そのままやるということですね、続行して市が入ったままの中でそこを言っているんです。

○議長（作元 義文君） 上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） 民間委託するための協議をしておりますが、まだそこまでは行っていませんので、現在のところはカミレイ、市、そして県のほうの指導を仰

ぎながらこちらのほう進めているところです。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） 対馬栽培漁業振興公社についてお尋ねをいたします。

まず1点ですけど、アワビ種苗生産、28万個が生産されております。それで、出荷が15万4,500個出荷したと、放流サイズ12万5,000個がまだ在庫になっているということになっているんですが、これも数は把握はできないと思いますけど、はっきりした把握はできないと思いますけども、これ確認はできているんですよ、当然。

それと、アコヤガイの種苗生産、生産計画数が150万個を生産した。出荷数は90万個なんです。約半分です。あとの半分の在庫はどこにあるのかをお聞きします。

それから、このナマコ養殖事業協力ですけど、これも2年、その前の年もだめだった、ことしもだめだったということになっていますし、ことしの25年度の事業計画書を見ると、事業内容にナマコというのが完全に計画から外れているわけですが、ナマコのふ化というのは取りやめになったのか、この分をお聞きします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 申しわけありませんが、アワビの28万個及び15万4,500個、これについては確認をされておられません。

それと、アコヤの分についても確認はされておられません。

それと、ナマコにつきましては、事業計画の25年度の実施はということですが、私のほうでは確認をしておられませんので、申しわけありませんが。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） アワビの在庫、12万5,000個が在庫となっているわけですが、これはうちの太船越地区に栽培センターの生けすがあるんですが、とてもそういう在庫は、私は見受けられないと思います。うちの生けすのすぐそばなんです。これもよく確認しておってください。

それに、また一緒ですけど、このアコヤにしても確認できていないということですが、150万生産させて90万個しか出荷していないんです。60万個ですか、あと在庫が。60万個の稚貝をどこに加工しているのか、これもよく調査しておってください。

あの水槽の中でそういう在庫は確保はできません。私たちも産業建設常任委員会のときに、調査をそれとなく何回か、もう二、三回しました。これ全然改善が見受けられないんです。その分もよく精査をお願いします。

ナマコですけれども、今、ナマコというのは割と脚光を浴びているんです、中国輸出ということで。これでたしか市のほうも100万か200万やったか予算をとって、ナマコをもってきて

ふ化して卵をとってということやったんですけど、これの経過というのが、全くだめでしたという報告だけで終わっているんです。

また、ことし、先ほど言うように25年度の事業計画には全く載っていないということですから、あきらめたということなんですか。この分も答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 美津島地域活性化センター部長、八坂一義君。

○美津島地域活性化センター部長（八坂 一義君） 私のほうに報告が上がってきている分について報告をさせていただきます。

まず、アワビの出荷数ですけども、豊玉が約5万、西海漁協が5万、鴨居瀬が2万、ほか残りが合わせて15万4,500個というふうに報告を受けております。

それから、ナマコの増殖のチャンレジ事業ですけども、これは議員さんも御承知のとおり、22年度から事業費200万円で実施を取り組んでおりました。24、25につきましては、県の水産普及所と、そして、九州大学に親ナマコの成熟の調査を依頼をいたしました。その結果、現在までに約50万円ほどの残が残っております。その50万円ほどを今年度25年度に九大の先生等をお呼びをして、こちらでナマコの生態等の研究会を開くというふうになっております。

ただ、県の水産普及所及び九大の先生の報告によりますと、非常に対馬の栽培というか、ナマコの採卵事業には取り組んでも、成功には至らないと、だからできれば、大変難しいので手を引いたほうがよいんじゃないかというような報告まで一応聞いております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 18番、大部初幸君。

○議員（18番 大部 初幸君） まず、アワビですけども、精算したらこれ、差し引き的に27万9,500、たった500個がどっか死んだか行方不明になっているという数字になっているんですが、数字上はです。数字上はなっています。放流サイズが12万5,000個が在庫となっているということですから、28万して500個だけのアワビがなくなったとか、変死とか死亡でしょうけども、これもちょっと考えにくいんです、普通の養殖規模として。ここのところよく精査をお願いしておきます。

それから、アコヤも先ほど言ったように、60万個のアコヤをどこにつけているのか、どこに在庫として持っているのか、これを早急に調べておってください。ナマコに関してもですけど、うちの漁協もナマコ放流計画して、ことし放流をしましたけれども、よそから入れているんです。1個30円、米粒よりちょっと太いというんですけど、対馬のナマコは結構、1つで一番大きいのは4キロというのとれたことがあるんです。

私もナマコは買ったりしますけども、大山、濃部でとれて、大きいのがやったら2キロ級が結構出ます。それで採卵というんですか、卵がとれないというのも我々としては理解しにくいんです。

なぜならば、その近くで稚貝じゃなく、何て言うんですかね、ナマコのちっこいやつは、結構天然で、自然ふ化したやつが結構おります。

それで、どこの先生かわかりませんが、難しいというのも、私はこれ不理解です。その分もよく再度お願いしたいと思います。これ2年間赤字を出した、失敗したということで通る話じゃないと思うんです。その点もよくしとってください。

私たちが、先ほどから言うように、なぜこれを言うかという、これ10億の基金持つとるやないですか、この栽培センターは。それで今まで黒字やったんです、利子とかいろんなやつで。僕が、言葉を悪く言えば、何か危機感がなくて、そのままずっと繰り返しているんです。

検査に栽培センターに行ってみんですか。あそこの中に水槽、要するに海水がどれだけの試験タンクというんですか、入ってないです、ほとんど。海水がなくて何の栽培もできんはずです。これを前年度私が産建のときにも調査に入って、それは指摘事項として言ったんですけど、全然改善が見受けられません。その分はくれぐれもよく注意してほしいと思います。

そうしないと、これ何の目的か。先ほど総務部長が報告しましたように、地元へ供給するという目的でこれできているんです。各対馬一円の漁港組合がやっぱり協力のもとに出しておるお金です。10億あるんです。それをそのまま、言い方は悪いですけど、成功例というのはほとんどないと思います。その分を、本当によくしてもらわんと、これでき上がって何年になるんですか。だんだん中身は海水が入ってないんです、あそこの栽培センターの中に。

こういう私にもくまれ口は言いたくはないんですけど、やはり大事な基金ですから、その分を強く要望して終わりたいと思います。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第5号から報告第15号までの報告を終わります。

暫時休憩します。再開を4時45分にします。

午後4時32分休憩

午後4時46分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第23. 認定第1号

○議長（作元 義文君） 日程第23、認定第1号、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者、長久敏一君。

○会計管理者（長久 敏一君） ただいま議題となりました、認定第1号、平成24年度対馬市一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査意見書を添えて議会の認定を求めます。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

決算内容の御質問等につきましては、その都度、担当部長のほうより御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明がおわりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、議長を除く全議員を委員とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

委員長互選のため、決算審査特別委員会を議員控え室に召集します。

暫時休憩します。

午後4時48分休憩

午後4時58分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

報告します。決算審査特別委員会の委員長に5番、瀧上清君、副委員長に19番、兵頭栄君が決定しました。

日程第24. 認定第2号

日程第25. 認定第3号

日程第26. 認定第4号

日程第27. 認定第5号

日程第28. 認定第6号

日程第29. 認定第7号

日程第30. 認定第8号

○議長（作元 義文君） 日程第24、認定第2号、平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第30、認定第8号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。会計管理者、長久敏一君。

○会計管理者（長久 敏一君） ただいま一括議題となりました、認定第2号、平成24年度対馬市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号、平成24年度対馬市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号、平成24年度対馬市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号、平成24年度対馬市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成24年度対馬市介護保険地域支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号、平成24年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成24年度対馬市旅客定期航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上7件の決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査意見書を添えて議会の認定を求めるものであります。

決算の概要説明につきましては、別冊の主要な施策の成果説明書をもって省略させていただきます。

決算内容の御質問等につきましては、その都度、担当部長のほうより御説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから7件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

日程第31. 認定第9号

日程第32. 認定第10号

日程第33. 認定第11号

○議長（作元 義文君） 日程第31、認定第9号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第33、認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計

決算の認定についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） ただいま一括議題となりました、認定第9号、認定第10号、認定第11号の3件は、水道局の所管でございますので、続けて御説明いたします。

認定第9号、平成24年度対馬市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第10号、平成24年度対馬市集落排水処理施設特別会計歳入歳出決算の認定については、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、監査意見書並びに主要な施策の成果説明書を添えて議会の認定を求めるものであります。

次に、認定第11号、平成24年度対馬市水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査意見書並びに事業報告書等関係書類を添えて、議会の認定を求めるものであります。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく御審議の上、御認定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

これから、3件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

認定第2号から認定第11号までの10件は、配付しております決算審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

日程第34. 議案第59号

○議長（作元 義文君） 日程第34、議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） ただいま議題となりました、議案第59号、平成24年度対馬市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、提案理由とその内容について御説明いたします。

従前につきましては、決算書の中で処分案として認定をいただいておりますが、平成24年4月1日より施行されました地方公営企業法の一部改正に伴い、当年度未処分利益剰余金の処分については、条例または議会の議決が必要となりましたので、当年度未処分利益剰余金4,316万7,432円のうち、2,000万円を減債積立金に積み立て、翌年度繰越利益剰余金として2,316万7,432円繰り越すことで、議会の議決をお願いするものであります。

以上、簡単でございますが説明をおわります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託します。

日程第35. 議案第60号

○議長（作元 義文君） 日程第35、議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、桐谷雅宣君。

○総務部長（桐谷 雅宣君） ただいま議題となりました、議案第60号、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）について、その提案理由と内容を御説明いたします。

今回の補正は、資源循環型社会構築に向けた生ごみの分別収集、堆肥化を図る事業として、生ごみ堆肥化施設建設事業、電波法の改正に伴う消防救急デジタル無線整備事業、その他、市道など各種公共施設の改修並びに災害復旧が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、第1項におきまして、平成25年度対馬市一般会計補正予算（第3号）の総額を16億610万円と定め、歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、360億260万円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるものとなります。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、その事項、期間及び限度額を6ページ、7ページの第2表、債務負担行為補正によるものとなります。業務用ノートパソコンの賃借料などを追加するものとなります。

第3条、地方債の補正につきましては、地方債の追加及び変更を6ページ、7ページの第3表、地方債補正によることを定め、追加といたしまして、緊急防災減災事業債など7億3,560万円。変更といたしまして、一般単独事業債など3億7,570万円の増などを合わせまして、限度額を80億1,650万円とするものとなります。

次に、歳入歳出予算補正の内容について、主なものについて御説明いたします。

予算書の12ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款、地方交付税につきましては、普通交付税を1,791万1,000円追加をいたしております。13款、使用料手数料でございますが、1項、使用料は、6目、土木使用料を1,417万9,000円追加をいたしております。国際ターミナル使用料収入見込みを、当初見込みの10万人から、今回17万人に上方修正し追加するものであります。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金でございますが、8,622万2,000円を追加をいたしております。主なものは、1目、総務費国庫補助金の離島活性化交付金3,331万1,000円の追加、3目、衛生費国庫補助金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金4,500万円などがございます。

14ページをお願いいたします。

15款、県支出金、2項、県補助金でございますが、7,362万9,000円を追加をいたしております。主なものとしましては、1目、総務費県補助金の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業交付金1,666万8,000円の追加、4目、農林業農林水産業県補助金、農業費補助金新規就農総合支援事業補助金750万円の追加、林業費補助金で持続的森林経営確立総合対策実践事業補助金660万円、水産業費補助金で21世紀の漁業担い手確保推進事業補助金602万5,000円の追加、9目、災害復旧費県補助金で、林業施設災害復旧事業補助金2,600万円などがございます。

16ページをお願いいたします。

16款、財産収入、2項、財産売払い収入でございますが、120万3,000円の追加でございますが、林業公社間伐売上分集金などがございます。

18款、繰入金、2項、基金繰入金でございますが、過疎地域自立促進特別事業基金繰入金を1億9,900万円計上いたしております。これは、しま共通地域通貨発行事業への充当財源といたしまして、当初、過疎債の発行を予定をいたしておりましたが、今回、県下的な統一を図るために充当財源の振りかえを行うものでございます。

19款、繰越金は、前年度剰余金7,198万7,000円を追加いたしております。

次に、20款、諸収入でございますが、雑入といたしまして3,030万9,000円を追加いたしておりますけれども、主なものは、障害者医療費県補助金の前年度精算交付金763万7,000円。長崎県鳥獣被害防止対策推進協議会から交付をされます鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業交付金2,200万円などがございます。

21款、市債につきましては、それぞれの事業に充当いたします財源といたしまして、今回、追加をしようとするものでございます。

続きまして、歳出を御説明いたします。20ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費でございますが、財政管理費に1億9,900万円を追加をいたしております。これは、先ほど説明をいたしましたしま共通地域通貨発行事業におきまして、その財源を振りかえるものでございます。

予算書の22ページをお願いいたします。

7目、企画費1,357万3,000円を追加いたしております。施設の修繕料など事業費といたしまして790万4,000円の追加、エネルギー共同研究負担金といたしまして、事業用低炭素機器等導入事業費補助金の追加など負担金補助及び交付金といたしまして511万3,000円が主なものでございます。別途お配りをいたしております参考資料のほうの1ページの上段に概要を説明いたしております。

予算書の24ページをお願いいたします。

3款、民生費、1項、社会福祉費でございますが、1,124万9,000円の追加でございます。1目、社会福祉総務費委託料といたしまして、交通弱者救済事業委託料103万2,000円。5目の老人福祉費の繰出金といたしまして、特別養護老人ホーム特会へ繰出金といたしまして755万5,000円の追加などが主なものでございます。参考資料の1ページの中ほどに説明をいたしております。

予算書の26ページをお願いいたします。

2項、児童福祉費でございますが、1目といたしまして、児童福祉総務費委託料、子ども・子育て支援事業計画策定等を業務委託料といたしまして378万円。2目の児童福祉施設費の負担金補助及び交付金といたしまして、上対馬地域の子育て支援事業といたしまして、放課後事業健全育成事業補助金249万6,000円を追加をいたしております。参考資料の1ページの下段のほうにその旨、説明をいたしております。

予算書の28ページをお願いいたします。

4款、衛生費、2項、清掃費、1目の清掃総務費でございますが、9,891万3,000円の追加でございます。生ごみ堆肥化施設整備に関する事業費でございます。参考資料の2ページの上段のほうに記載をいたしております。

2目の塵芥処理費につきましては、クリーンセンターの定期点検の事業費でございます。

3目のし尿処理費につきましては、衛生センター施設の機械設備等の保守点検の委託料でございます。

30ページをお願いいたします。

6款、農林水産業費、1項、農業費でございますが、3目、農業振興費4,243万3,000円の追加は、有害鳥獣皮革製品化推進事業で施設の修繕、器具購入などに820万円。対馬猪鹿活用促進事業で作業員賃金、アドバイザー等派遣旅費、鳥獣対策総合支援業務委託料機械器具の

リース料などで2,147万3,000円。観光農業と6次産業化への道事業委託料といたしまして281万8,000円。

次、32ページのほうにお願いいたします。

青年就農給付金の追加といたしまして750万円などが主なものでございます。参考資料の2ページの中ほどから、3ページの上段のほうにかけて説明をいたしております。

2項、林業費でございますが、2目、林業振興費6,067万円の追加は、委託料で特用林産物担い手・選別作業員育成事業委託料815万1,000円の追加。持続可能な森林整備推進事業委託料といたしまして423万4,000円。負担金補助及び交付金のほうへ、有害鳥獣駆除事業補助金といたしまして2,000万円の追加。同じく、有害鳥獣被害防止対策事業補助金799万3,000円。木材加工品輸送コスト助成事業補助金といたしまして796万9,000円の追加でございます。

34ページをお願いいたします。

参考資料の3ページの中ほど並びに下段のほうに説明をいたしております。

3項、水産業費でございますが、2目、水産業振興費1,123万7,000円の追加でございますが、新規就業者対策としまして、指導謝金とし、報奨費に190万円、指導用船借上料といたしまして、使用料及び賃借料に190万円、後継者対策事業補助金といたしまして、負担金補助及び交付金へ675万円の追加をいたしております。

36ページをお願いいたします。

7款、商工費、1項、商工費の2目、商工振興費でございますが1,411万2,000円の追加でございます。消費生活相談所を開設をするため、相談員の配置、資材、機材等の整備の必要上、908万6,000円。対馬特産品魅力アップ事業により、講師の派遣旅費、特産品デザインアドバイス委託料、イベント開設委託料など、590万円が主なものでございます。参考資料の4ページのほうに記載をいたしております。

予算書の38ページをお願いいたします。

工事請負費の1,500万円の減でございますが、観光案内板の整備を行うため、社会資本整備交付金3,000万円の交付要望を行ってございましたところ、今回、減額内示を受けたことにより、減額をするものでございます。

次に、負担金補助及び交付金の197万8,000円につきましては、本年9月末で解散をいたします上対馬町振興公社の清算補助金でございます。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費の1目、道路橋りょう総務費の1,000万円でございますが、国の社会資本整備総合交付金事業により実施をするもので、市民の皆様から情報の提供をいただくとともに、必要な道路情報を発信するための実証実験を行おうとするもので、そのた

めの経費でございます。参考資料の5ページの上段のほうに、その御説明はいたしております。

2目の道路維持費の5,200万3,000円の追加につきましては、それぞれの地区のほうからの要望に応えるため、早期に改修等が必要と判断された箇所等についての整備にかかる経費でございます。

3目、道路新設改良費6,900万円の追加でございますが、新病院建設地への道路が県道グリーンピア対馬線のみであるために、複線化をして緊急時に備えようとするものでございまして、そのための測量調査、設計監理等委託料、用地購入、立ち木補償などがございます。参考資料の5ページの中ほどでございます。

予算書40ページをお願いいたします。

3項の河川費でございますが、河川費につきましても地区からの要望に基づき、早期に改修等を行おうとする経費でございます。

4項、港湾費520万円の追加につきましては、外国人観光客の増加に伴い、国際ターミナル使用料徴収委託料194万7,000円の追加、厳原港全体の整備計画素案を作成するための業務委託料300万円を追加をしようとするものでございます。

6項の住宅費につきましては、公営住宅の修繕料、維持補修工事等でございます。

42ページをお願いいたします。

9款、消防費でございますが、全体で7億2,130万9,000円の追加でございますが、その主なものは、3目、消防施設費の7億1,229万4,000円の追加でございますが、冒頭、説明をいたしましたとおり、電波法の改正により、平成28年5月31日までに消防無線を現在のアナログ方式からデジタル方式に移行する必要があるために、その整備を行おうとするものでございます。参考資料の5ページの下段から7ページにかけて説明をいたしております。

続きまして、10款の教育費でございますが、44ページをお願いいたします。参考資料のほうは8ページでございます。

教育費につきましては、今年度末に閉校もしくは統合が予定されている、南陽小学校並びに厳原幼稚園、久田幼稚園の閉校及び閉園行事に伴う補助金といたしまして233万円を今回、計上させていただいております。

2項の小学校費につきましては、それぞれ施設の改修、それから南陽小学校の東小学校への統合に伴うところのスクールバスの購入の経費でございます。

46ページをお願いいたします。

3項の中学校費につきましても、小学校費同様、施設の修繕並びに東部中学校に平成26年4月から特別支援教室が必要となるということで、そのための改修工事費などを今回、計上させていただいております。

4項の幼稚園費でございますが、これにつきましても平成26年4月に開園予定でございます、巖原幼稚園の通園バスの購入費として計上させていただいております。

48ページをお願いいたします。

3目、文化財保護費でございますが、今屋敷家老屋敷跡発掘調査出土遺物の整理作業員の臨時雇賃金といたしまして102万6,000円。生物圏保存地域調査事業において、市内での普及を図るため、講師の派遣旅費、先進地への視察研修旅費、また市民向けへの成果報告書の作成など事業の組み立てを見直し、そのための経費を委託料から組みかえるものでございます。

また、11月17日に鹿児島県奄美市で開催をされます第55回九州地区民族芸能大会に出場する三根上里盆踊り保存会へ、その出場の経費といたしまして68万3,000円補助するものでございます。

50ページをお願いいたします。

11款の災害復旧費でございますが、本年6月の18日から20日にかけての大雨により被災をいたしました、林道ナムロ線の災害復旧事業費といたしまして、5,247万円を計上いたしております。参考資料の9ページにその旨、説明をいたしております。

以上、簡単でございますが、提案の説明といたします。よろしく御審議くださいます、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 3点。39ページ、観光案内板整備工事減1,500万円の減、高額な減となっておりますが、これはどこのことについてでしょうか。

それから、烏帽子岳の離合のところについてお願いしてたんですが、その件はいつごろ完成するのか教えてください。

それから、41ページ、国際ターミナル使用料徴収委託料追加ということで、194万7,000円でできてますが、これだけたくさん観光客がふえて来ている中で、当初、これを始める際にあたって券売機を入れることで徴収委託料が必要なくなるんじゃないかという話をしていたんですが、今後もこういう形で代理店のほうに徴収委託をしていくのか、それとも券売機の購入等、設置等を考えていないのか、その辺について答弁をお願いします。

それから、47ページ、こちらの参考資料でいうと8ページ。幼稚園通園バス購入事業、これは巖原幼稚園と久田幼稚園が統合し、新庁舎を建設することからということとなっておりますが、河合前教育長の話からすると、当時は通園バスは考えていないという形で考えていらっしやったようですが、今回、こういうふうに入りに至った経緯。それから、6月20日に上対馬のほうの比田勝の幼稚園と保育園を認定こども園にする説明会の際、私の記憶では公立幼稚園、保育

園については、通園バスを想定していないという梅野教育長の答弁があったようですが、そことも食い違うようですが、どうでしょうか。その辺の答弁、私の記憶が違えば違うということで、答弁をいただきたい。

それから、この件についてなんですか、上のスクールバス購入事業と、この幼稚園通園バス購入事業、小学校と中学校の違いということもあるんでしょうが、財源内訳がかなり違ってますが、こういうふうな財源内訳に至った経緯について、説明をお願いします。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 協本議員さんの御質問にお答えします。

毎年3,000万の予定で観光案内板を最終的には300基余りを整備するような計画をしております。本年度も3,000万の範囲で、国交省の社会資本整備事業という中で23基の予定をしておりました。そういう中で、先に方針として今、自分がどこにいるかというような大きい道しるべの看板を予定をしております。具体的に言えば、久須保、万関の手前に大きいのがあると思うんですけども、あの形を主にやろうとしてたんですけども、大体あれで300万ぐらいかかるんです。1基が。それで、今回は場所的にはその300万円の4基分を中止して、その残りの18基を島内指摘のあっておりますところに設置をする計画としておりますので、今、具体的にどこをやめたのかと言われることにつきましては、バランスよく、上対馬、下対馬、中部ということで施工しておりますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 御質問の烏帽子岳の通行システムの状況ですが、現在、実施設計をしている段階でございます。なにぶん、特殊単価等の分が多い関係から、その辺の作業が若干遅れている状況でございますが、担当のほうには急ぐように指示をいたしておりますので、その辺の積算作業ができ次第、発注の形をとりたいというふうに思っております。

それから、国際ターミナルの使用料の件でございますが、要は券売機で販売をするのか、従来どおり徴収をしていただいて、そこに委託料を払うのかという御質問でございますが、現在のところ、現行のままの状況、要は徴収していただいて、委託料を支払っていくという方法で現行のまままで進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 先ほどの通園バス及び通学バスのことについて、お答えをいたします。

協本議員言われましたように、河合教育長が、幼稚園については基本的には通園バスを出すことは考えていないということは、基本的にそのとおりだと思います。

巖原幼稚園と久田幼稚園を統合するために、説明会に出向いて行きましたが、そのとき、行く

前に市長部局と協議をしまして、振興局前のあの土地に新幼稚園をつくるということを想定したときに、各保護者が自分の子供さんを車で運ぶということになりますと、朝のラッシュ時に渋滞はもう目に見えているということで、これは特別にその渋滞の緩和のために、特別に通園バスを出してもらいたいと私も話しまして、そのことで説明会にもいきました。それで進めているところでございます。

上のほうでの説明会のときには、基本的なことを申しまして、幼稚園については通園バスは出さないということが基本ですと。しかし、厳原、久田の統合幼稚園については、特別にそういうことで進めるということを私は発言したつもりですけれども、それはまた、確認をしたいと思えます。

あとの財源内訳については、部長のほうから答えます。

○議長（作元 義文君） 教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 通園バス、スクールバスの財源内訳が違うという御質問でございます。

小中学校につきましては、通学にかかるバスの交付金につきましては、国の補助がございます。それと同時に起債関係も適用できるということで財源を打たしていただいております。

幼稚園に関しての通園バスは、国等の補助がございません。今回、一般財源での購入ということで予定をしております。

以上です。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） まず、観光案内板のほうについては、1基あれが300万円もするというのはびっくりしますが、そういうふうなもんなんでしょう。

それから、烏帽子岳については、大体の見込みでもわからないものでしょうか。今、いつごろを見込んでいるのか。やはり、これだけ観光客がふえてきています。で、事故もあっています。そのために離合するための装置をつけようということで、バスの運転手さん達も心待ちにしておりますし、何か事故が起こる前にこういうのをなるべく早く、一生懸命対応していただいていると思うんですが、大体どのくらいだろうかということがわかれば、また、待ってるほうも気持ちが違ってくると思いますので、どのくらいを考えてるのか、もしあれば、教えてください。

それから、国際ターミナル使用料の委託料追加についてなんですが、券売機、大体1つ幾らぐらいするのか。まず、検討はされたんでしょうか。ジュースの自動販売機の冷蔵とかそういうのがついてるわけではない。かなり安いものだと思います。年間、この194万の徴収委託料を払うのであれば、しかもこれも追加ですから、かなりの委託料を払っていると思います。この辺について、いま一度検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、幼稚園のほうについてなんです、やはり6月20日に説明されるときにも、保護者、それから地域の方も聞きに来てあるわけですから、こういうことを考えてるというのは、ある程度、説明をしていただきたかったというふうに思います。私も今、交通渋滞を避けるためにこの通園バスを出すということについては、いいことだと思います。今まで前例にないからだめだという形ではなくて、必要に応じて柔軟な行政対応をするというのは、これはいいことだと思いますので、せっかくそういう決断をされたのであれば、もっと市民にわかるような形で説明していただければよかったですというふうに思います。

また、この財源内訳の件につきましても、こういうことで一般財源から通園バス、幼稚園のほうには出さなければいけないんだということがわかれば、保護者達も市の財源が、市債とかそういうものを使うんじゃなくて、真水の財源を使わなければいけないということは、市にかなり負担がかかることになってくるんだなということがわかると思います。そういうことについても説明の中でしていただければ、保護者の納得も少しは進むんじゃないかというふうに思います。

それから、もう1点なんです、これは幼稚園の通園バスについてなんです、これから認定こども園という形を比田勝だけでなく、ほかのところで考えていく場合が出てくると思います。そのときについてのこの通園バスの考え方について、教育長だけではなくて、今度は福祉保健部のほうにも関係してくるかとは思いますが、その辺のすり合わせのほうは進んでるのかどうか、お聞かせください。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 烏帽子岳のいつごろの着工になるのかという、まず、この件についてお答えをしたいと思います、最終的に担当部署のほうに、若干その辺の遅いという状況を指摘をしまして、担当のほうも頑張ってるわけですが、先ほど言いました理由によって、ちょっとその辺が難航をしてるという状況でございますが、最終的には先ほど話しましたとおり、単価等の徴収をいかに早くできるかにつきますと思っております。できれば、10月のいっぱいぐらいには、最低でも起工の形を取らないと工事的にも対応できないのではないかなというふうに思っております。

それから、券売機。ターミナルの券売機。今のところ、この国際ターミナル、ターミナルビル関係全般そうなんですけど、厳原港の国内ターミナル、それに比田勝港の国際ターミナルの建築計画を今進めております。本年度におきまして、実施設計のほうを実施するようにしておりますが、要は比田勝港の国際ターミナルの新築した上屋、それと厳原港の国内ターミナルの新築した後の既存の国内ターミナルの改修をして国際ターミナルにするというその時点で、要は施設が新たになった時点で、この券売機の件は再度検討していきたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） いいですか。もういい。ほかに。7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 2点質問をさせていただきます。

まず1点目が、18、19ページ、5目商工債1節商工債、しま共通地域通貨の事業債減についてなのですが、過日、きょうもいらっしゃいます長崎新聞の田下さんが現状の記事を書いておられましたけれども、本市としてどのような現状認識と課題を持っていらっしゃるかというのを1点目にお伺いをいたします。

2点目ですが、34ページ、35ページ、2目水産業振興費、8節、14節、19節、つながっていると思うのですが、後継者事業対策、漁師の担い手事業としての現状の研修生の数、また漁船リース等の現状を教えていただきたいと思えます。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 黒田議員さんの御質問にお答えいたします。

本年4月1日からスタートしました、しま共通地域通貨、しまとく通貨の状況ということでございますけれども、御承知のように、1年間大体36億というような、五島、壱岐、対馬、それから上五島、宇久、奈留島、全部入っているのですが、現状のところ、目標の3割ということで非常に低迷をしております。そういう中で、事務局も県のほうも、これは非常に問題だという認識をされておまして、今、航路関係に活用したらどうかとか具体的な提案もあっておりますが、まだ方向的なものは見出せておりません。

本市におきましても、しま通貨の販売所というのは博多海陸さんとか、対馬空港さん、それから上対馬のターミナル、それから観光協会と、あちこちにはお願いをしておりますけれども、対馬の場合は、その客筋から韓国からの観光客が多いということでございまして、これからまた県のほうも本当にこれをどうやっていくかというような、それを示すことができずに今暗中模索というような中ですが、おいおい、この観光シーズンが終わって、実績が出るのは間もなくだと思えますけれども、その様子を見て、また担当者の会議を予定しているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 質問にお答えいたします。

新規就業者につきましては、現在までに10名の方が終えられております。今年度4名を当初予算で組んでおりましたが、5名の追加ということで、9名が研修を受けられると。

それと、漁船のリースについてでございますが、24年度までで5人がリース事業をしております。本年9月からは1人追加ということで、もう1人が今交渉中ということで、協議中であります。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） まず、漁師の後継者育成についてでありますけれども、今この事業にのっからない方におきまして、すばらしい船頭さんの船に乗って技術を磨かれまして、新たに船をつかって頑張っておられる方も多々おりますので、今、燃油関係でお忙しいでしょうけれども、また挫折する研修生もちょっと聞き及んでおりますけれども、燃油関係というより、漁家の経営を大きく左右するのはやっぱり水揚げであろうと思いますので、いい事業だと思いますので、粘り強く取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、しまとく通貨についてなのですが、ちょっともう1点お伺いしますけれども、部長は恐縮そうに目標にっていないというお言葉でしたけども、ほかの離島から比べれば、ただ韓国人が占めておりますけれども、もうちょっと自信を持って御答弁いただきたいなと思いました。しっかり頑張っている事業だと思っております。

しかしながら、3点、ちょっとうやむやな御答弁でしたので、ちょっとさらにお伺いしますが、帰省客につきまして、非常にちょっと力が及んでいないなと思いました。その点どうお考えでいらっしゃるかということ。

2点目が、ほかの壱岐島、福江島を見ますと、観光関係の出先機関といいますか、一緒にやっております観光協会、非常にほかの島は頑張っているように見受けられます。例えば、壱岐市においては80%を超えて、五島市におきましては50%を超えて観光協会が売り上げておりますけれども、対馬市においては15%程度、これをどう捉えていらっしゃるのか。

3点目が、部長もお答えいただきましたけれども、韓国人が占めてるという、逆に言えば、日本人がめちゃめちゃ少ないということですが、その点どう考えていらっしゃるか。3点、よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 黒田議員の御質問、第1点ですけれども、帰省客にはどういう対応をしているかということだったのですが、もちろん関西対馬会、福岡対馬会の会員さんにも、こういうふうな通貨がありますということは情報は提供しておりますし、それからお盆あたりでも博多港で特別にキャンペーンを行って、事務局のほうの職員を含めてやったところございます。しかしながら、結果としてはあまり伸びなかったというのが現状でございますけれども、昨日も福祉大会があつて、その中で、おいおい、帰省客じゃないんですけども、そういうイベントを通じて、しまとく通貨がありますということと利用できる店舗あたりは機会あるごとに説明をさせていただいているつもりでございます。

次の2点目の壱岐や五島は観光協会が50%以上を売り上げてるということなんですけれども、設備の位置によろうかと思うのですが、壱岐あたりは観光協会の事務所あたりがターミナルにもございますし、そういう非常に観光客に対して都合のいい、便利のいい売り場であるという

ことでございます。対馬観光物産協会の場合は、御承知のように、市役所の中でございますので、海から来られる人は博多海陸、飛行機で来られる方は対馬空港、あるいは町なかで動かれる人はティアラの中というようなことで、非常に買い忘れたとかそういう人はいらっしゃいますけども、観光協会も4月早々から発足時に商工会とあわせて十分に意味もその趣旨も十分に理解してあるものと解釈しておりますけども、たまたまそういうふうな場所的なことが問題かなというような解釈をいたしております。もちろん比田勝のほうは、協会としてはいい売り上げをしております。

次に、韓国人が占めている割合はどうかということなのですが、当初、我々も、これは県のほうもお示しになられた経済施策でございますので、外国航路でも販売しようじゃないかというようなことだったのですが、仏像の盗難問題とかもろもろございますし、またこの財源は税という観念から、できればやっぱり日本の国内の皆様に使っていただきたいというのが本音でございますし、おいおい旅行商品パックあたりにも20ばかりの商品ができておりますけども、なかなかエージェントのほうでは使いばえが悪いというような評判があっているようです。よろしくをお願いします。

○議長（作元 義文君） 7番、黒田昭雄君。

○議員（7番 黒田 昭雄君） 観光物産協会の件につきましては、場所が悪いということで理解できましたけれども、ちょっと場所を変えるという計画もちらほらちょっと聞いておりますので、変えないまでも、空港とか港のお客さんの多いときには旅行社を置いて、一人待ち構えるような、そういうブースを持っていただきたいなと思っております。

また、帰省客につきましては、私自身2人の息子がおりまして、私を買ってはいけないなとか何か思っております、あれだったら買わして、対馬のほうで食事をして、余った券をまた向こうに帰るときに対馬のお土産を買って帰るような、そういうことで何か後ろめたいような気持ちで思っておりますので。帰省客について、しっかり取り組めば日本人がかなりふえると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

売上が現状のままだったら、換金手数料2.5%が損するだけでありますので、このしまとく通貨によりまして2割増しぐらいの相乗効果ができるように取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の観光物産推進本部長の発言の中で、できるだけ日本人に使ってほしいという発言がありましたが、これは市としてそういう考えなのでしょうか。市長、いかがですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま部長のほうができるだけという説明をいたしました。この制度

が発足した段階といいますか、ざっくりとしたスキームが示された段階においてはそのような考えも持ち合わせはしておりませんでした。今回、その後1月の末でしたか、2月の初めでしたか、仏像の盗難問題がございました。それらを受けまして、私ども対馬市としてこの問題がさまざまな、先ほど言いますように、税という、税を投入する問題に関して、専らそこに2割のプラスが出る部分がございますが、島内に入ってから購入される分については一向に構わないというふうな峻別はしております。ただし、こちらに、島内に入る前に船内とかさまざまな形で購入をされるのは、それはまた違う話だろうということで、島内に入られてから購入をしていただく方向で制度をつくった次第でございます。決して今できるだけという、そういう意味ではなくて、きちんと税で投入することを考えたときに、ここをきちんとした差別化をしとかないといけないのではないかということで、島内で売り得る、発券する、入国をされた後に買うということにきちんとつくりなおしをしようというふうなことで今に至っております。

そのことによって売上が落ちるとかという考えは別にこちらは持っておりませんが、どこで売るかという問題がございます。それを船内とかいう形ではなく、入国された後に、こちらが決まっている場所で購入をしていただくというふうな手続にスキームをつくったところであります。

○議長（作元 義文君） 6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 今の私の質問とちょっと答弁がすりかわっているような感じがするのですが、韓国人ではなくて日本人に買ってほしいというような答弁だったから、私がそうなのかというふうに聞いたんです。そうではなくて、これは対馬市にたくさん、少しでも買い物をしてお金を落としてもらうためにやってるのであって、日本人に対してとか、韓国人に関してとか、そういうことではない。その点については、市長が今言われたスキームを準備したというのは評価しますが、答弁の中で、韓国人より日本人に買ってほしいという答弁で、それで対馬市の答弁としていいのかということを僕は聞いてるんです。それは違うんだと思いますよ。3・11後にあれだけ韓国のお客さんが全く来なくなったときに、税を投入して韓国人を呼ぼうとした実績もあるじゃないですか。ですから、私は日本人、韓国人と差別して、どっちに売上を持っていきたいと、そういう考えが対馬市としてあるのかというふうに聞いたんです。これは朝鮮通信使行列の対応の問題と、そういうところとも関連してくると思いますよ。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） しまとく通貨の本来の目的である部分を考えたときに、その国籍による差別をするという考えはございません。ただし、その制度上、島内に入られてから購入をされて、それを使っただけというふうなスキームで基本的に私どもは臨んでいるつもりでございます。

○議長（作元 義文君） ほかに、2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） 27ページ、子ども・子育て支援事業計画策定等事業委託料のことについてお尋ねをいたします。これは多分、議案71号で上がっている対馬市子ども・子育て会議設置条例を受けての動きになるかと思うのですが、この委託料というのは協議会会議のたたき台になるいわゆるものをコンサルといいますか、外部に委託される予定なのでしょうけども、その委託料だけでこの378万なのか。それとも、この会議の中で成案としてでき上がったものを、いわゆる今までの例でいくと冊子等をつくられますね、そういうものも入っているのか。そのことについてちょっとお伺いをいたします。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） お答えいたしたいと思います。

議案提出しております子ども・子育て会議の分の中で、前段でアンケート調査を実施をする予定であります。国が示した項目がございます。いろいろな子育て支援する中での項目がございまして、1,000人程度、就学前それと小学校の6年生ぐらいまででしょうか。そこらあたりのアンケート調査をしたり、そこらあたりのデータの入力とか、それとあわせて分析もいたしますし、そういった会議の資料の印刷とか製本とか含めてトータルの経費で、報告書あたりもできましたら200部ほど成果品をつくりたいと考えておりますので、そこらのトータルの経費でございまして。とりあえずアンケートはやっていくと、就学前、小学生あたりの。そこらあたりの経費、トータルの経費です。

○議長（作元 義文君） 2番、小島徳重君。

○議員（2番 小島 徳重君） わかりました。それで、計画書、いわゆるアンケートとか、それからたたき台になるいろいろな資料等の作成委託というのが主なことで、いわゆる後の冊子等もということですが、ここで一つ要望をしておきたいと思っておりますけども、今までこういう依頼を外部に委託してたたき台になるものを出していただくが、私も幾つかの審議会とか協議会に出していただいたのですが、どうもやっぱりいわゆる外部のコンサルの方に頼りがちで、いわゆる対馬市としての行政としての方針なりとか実態とか等というのが薄いことが多かったように思うのです。ぜひ、これは国も今から15年度からは総額1兆円にわたるいわゆる予算も組んでの大きな事業になると聞いていますので、ぜひ対馬市の実態を反映して、そしてまたいわゆる全国的な動静等は外部のそういうコンサル等の専門的な力も必要かと思っておりますけども、そのあたりを十分踏まえていただいて進めていただきたいと、以上を要望しておきます。

終わります。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 予算書では29ページ、これ一番上に衛生費の款の中の右側、

対馬市ドクターヘリ購入検討委員会の報酬として上げておりますが、ヘリコプターを対馬市が確保して、そのパイロットの人件費等、維持管理を含めてやるという意味でありましょうが、こういう書き方は、基本的に1機の購入金額とパイロットの維持を含めてどのくらいのことが想定されるか。そして、市長が考えられておるドクターヘリの確保の考え方について、検討委員会がその後あるわけですが、その前の予算を組むに当たっての考え方、これをお尋ねをしたい。

それから、説明資料、これは担当部長のほうに答弁求めます。2ページの鹿、イノシシ関係の利用促進事業に、この事業の規模等で、人材派遣云々、それから現地確認等人件費1,400万、これはかなり大きな額は金額が計上しておりますから説明を聞かん限り非常にわかりにくいといえますか、そのことは詳細にちょっと説明してください。私、所管が違うものですから、今回しかチャンスはありませんので、お願いいたします。

まず、市長のほうに、このドクターヘリのことをお尋ねしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） まず、保健衛生費のほうに掲げておりますドクターヘリ導入検討委員会というふうに表記をしておりますけども、このことについて意図するところを説明を申し上げたいと思います。

大浦議員さんにおかれましては、病院企業団議員という形で、この対馬の中の病院、さらにお医者様の状況というのは、私ら以上に十分に知り得てあるわけですが、病院企業団のほうともさまざまな話をします。そして、北部の方々が産科で大変困っております。せんだっても、産科救急に関するシンポジウム等を開催をさせていただきました。しかし、当然ながら、シンポジウムを開いたからといってお医者様がすぐにお見えになるわけでもありません。その中でも、やはりお医者さま方がおっしゃられる、この広大な島の距離を縮めるために、このようなヘリというものも十分に考えていかななくてはいけないのではないかという御提案も実はいただいたところであります。

もう一つ、以前からの大きな問題としては、今でこそ福岡のほうにホワイトボード等が要請をしたときは飛んできます。かつてであれば大村のほうに専ら行ってるということで、市民の皆様方が患者とそして親戚等のアンバランスといえますか、福岡のほうがいいけどなという市民の皆さんの思い等がなかなか合致しないというふうなことがありました。それは、自衛隊ヘリにしましてはやはり解決はなかなか難しいところがあります。また、県のほうもドクターヘリを持っておりますけども、こちらまで飛んでくるというのも難しい部分もあるやにも聞いております。その体制があるわけですが、どうかしてこの広大な対馬の中での救急患者、当然産科のことも含め、対処する方法はこのようなものでないのだろうかというふうな思いはしておりましたけども、お医者様のほうからそのようなお話がありました。

1機と整備士と操縦士を1年間全て込み込みでリースをする形になった場合、そういうやり方であれば1億数千万、年間かかるというふうにも聞いてはおります。それらの金額も踏まえ、本当のような体制が対馬の中でやっていけるのかということが、今すぐに産科のお医者様がお見えにならない状況ならば、それをカバーする方法も考えなくてはいけないというふうな思いで、今回このドクターヘリと申しますか、ヘリ導入ということができないか、皆さんと市民の皆さんも一緒になって考えていただければということで、今回予算に上げさせていただいて、検討に入っていただければという思いでおります。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） お答えいたします。

冷凍車両リース、人材派遣等委託料、現場確認等人件費ということでございますが、これにつきましては、まずこの前の全員協議会のほうで述べさせていただきましたが、まず現場に行って確認をする。それと、林業振興費の中の委託料でございますが、この中に、まず有害鳥獣の現地確認のための分としまして人件費、この分が解体作業員、これが賃金のほうで約340万円、それと委託料の中の人材派遣、回収用車両委託、鳥獣対策総合支援業務委託料、これを合わせまして大体1,400万という形になります。

以上です。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 対馬市のほうから説明があった全協の資料を私持っております。その中で、商品開発、それからいろいろなルートを研究します、調査します。それはわかるのですが、どのくらいの人員で1年目対応するのですか、どういう集め方をするのですかというのがこの予算ですよ。そうしますと、部長さんが説明された資料から、対馬市が行う1年目には約50頭ぐらいのイノシシ、鹿の処理を施設の中で行いましょう。2年目においては、それが100頭ぐらいいたしましよと書いております。その割にこの経費が莫大ではないかという指摘を私はしてるのですが、その根拠を教えてください。どういうふうな格好でものを集めるのですか、どなたがそれをやるのですか、何人でやるのですかということぐらいは計画の中で出す。わからないかんですよ。そこを私は聞いているのですが、1,400万が安いか高いかは、私はその辺の説明を聞いてみたいと、こう言いよるんです。もう一回、部長答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） お答えいたします。

先ほどの50頭、100頭というのは、あくまでも試作品をつくる数だと思うのですが。

○議員（16番 大浦 孝司君） しっかり答弁してくださいよ。あなた部長でしょう。

○農林水産部長（阿比留勝也君） 一応、先ほどの50頭、100頭、1年目50頭、2年目

100頭というのは、あくまでも生ハムをつくる部分の頭数でございます。あとの部分につきましては、駆除したイノシシ、鹿を30分以内に持ってくるということと、それぞれの捕獲に対してのデータ蓄積、このあたりの経費ということで御理解いただきたいと思ます。

○議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） だから、どの程度の規模で物を集めて、何人でやって、どうい
うことをしますかという話を私聞いてるんですよ。

そして、もう一つ申し上げます。私、対馬猟友会のほうでまとめておるプロジェクトがございます。それと今おっしゃる説明では、小規模であれば結構なのですが、今のままでいけばぶつかりますよ、今の答弁でいけば。私のところが1年目に1,000頭ぐらいの規模でスタートします。将来的には3,000頭に持っていくますので、その辺についてどのように考えが
ありますかということをお願いするのですが。うちの計画がわからんということになれば、それはよくよく話し合いをせないかんわけで、そこのところを私は今までの市の説明から聞いた範囲では十分な理解が得られません。

○議長（作元 義文君） 農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） この前の説明でもいたしましたように、あくまでも市は2年間
もしくは3年間でデータを蓄積するというので、実施につきましては、今後は民間のほうにお
願いをしていくという説明をしたと思ますが、市のほうもそういうふう
に考えております。です
から、今後はそういったことで、市のする役割としましてはデータ蓄積、それとあわせて
捕獲の指導、場所等の特定、そのあたりについて行っていきたく
い。その後、生ハム等につきま
しても将来的には民間に移譲していきたく
いというふう
に考えております。

○議員（16番 大浦 孝司君） 議長、終わります、最後。

○議長（作元 義文君） はい。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 市長のドクターヘリは十分理解しました。私は、やっぱり劣勢
でこそお金の要ることが行政にはありますから理解はしております。

それと、今の農林水産部長と我々の計画は、再度もう少し話し合いをしまして、折り合う格好
で私は話し合いたい。

以上で終わります。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件は、議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

暫時休憩します。開会を6時30分から。

午後6時18分休憩

午後6時30分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第36. 議案第61号

日程第37. 議案第62号

日程第38. 議案第63号

日程第39. 議案第64号

○議長（作元 義文君） 日程第36、議案第61号、平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）から日程第39、議案第64号、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま一括議題となりました、議案第61号及び62号の2議案につきましては、私どもの所管でございますので、続けて説明させていただきます。

まず、議案第61号、平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、仁田診療所の診察用のベッドサイドモニター、血圧、脈拍等の計測の装置でございます。その修理と三根診療所の給湯器の改修の工事が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億494万6,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるものとなります。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を111万4,000円、5款1項繰越金は、前年度繰越金を93万7,000円それぞれ増額しております。

次に、歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款総務費1項施設管理費は、仁田診療所のベッドサイドモニター及び佐須奈歯科診療所の歯

科診療ユニットに装備されているタービンの修繕料として86万3,000円、三根診療所の給湯器設置工事費として24万7,000円の合わせて111万円の増額。

2款1項医業費は、仁田診療所の内視鏡洗浄機及び治療用機器借り上げ料で94万1,000円増額しております。

続きまして、議案第62号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、特別養護老人ホームの修繕料及び維持補修工事等の増額が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,547万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,157万7,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお願いします。

3款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計繰入金を755万5,000円、4款1項繰越金は、前年度繰越金を792万2,000円それぞれ増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款民生費1項社会福祉費は、1,547万7,000円を増額しております。

需用費は、特養「浅茅の丘」の居室のトイレ、浴室のタイル及び消防設備機器の改修で49万8,000円。委託料として特養「ひとつばたご」の温水ヒーター取りかえ工事の設計委託料で30万円。工事請負費として特養「ひとつばたご」の温水ヒーター及び電気引き込みに係る気中開閉器の取りかえ並びに特養「浅茅の丘」の給湯管改修工事として1,467万9,000円を計上いたしております。

以上、議案第61号及び議案第62号の補正予算の内容について御説明をさせていただきました。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち、議案第63号、議案第64号の2件は、水道局所管の議案でございますので、続けて御説明いたします。

まず、議案第63号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、国の簡易水道事業補助金の減額に伴う補正が主なものであります。

1 ページをお願いいたします。

平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,389万3,000円と定めるものであります。

第2項で、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、4ページの「第2表地方債補正」によるとするものでございます。

補正の内容につきまして、歳入から御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いします。

3款国庫支出金1項国庫補助金680万円の減額補正は、簡易水道事業補助金の減であります。

6款繰入金1項他会計繰入金260万円の減額補正は、建設費分の減であります。

7款1項繰越金80万円は、前年度繰越金の追加でございます。

9款1項市債340万円の減額補正は、簡易水道事業債の減でございます。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いします。

1款簡易水道費1項水道管理費2目施設管理費160万円の増額補正は、豊玉町唐洲配水池への送配水管理設ルートの一部が豪雨により崩落したため、同じルート供用のNTTドコモによる管理道路補修工事に伴い、事業費負担協定書の締結が見込まれましたので、工事負担金として追加するものであります。

次に、2項1目水道建設費1,360万円の減額補正は、雞知地区簡易水道及び仁田地区簡易水道整備工事の国からの補助金減額に伴い減額補正とするものであります。

以上が議案第63号の概要であります。

続きまして、議案第64号、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の追加補正予算につきましては、久和簡易水道基幹改良事業の最終事業年度に伴う不足分の国庫補助金追加により事業の早期完成を図るため実施するものであります。

1ページをお願いします。第1条、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）は、次のとおり定めるものであります。

第2条、平成25年度対馬市水道事業会計予算、第4条本文括弧書、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,748万5,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,097万2,000円、過年度分損益勘定留保資金3,651万3,000円で補填するものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を第1款資本的収入額を1億3,915万4,000円に。第1款資本的支出額を1億8,663万9,000円に補正するものであります。

第3条、予算5条中、起債の限度額2,900万円を3,000万円に改めるものであります。

補正の内容について、収入から御説明いたします。4ページ、5ページをお願いします。

収入でございますが、1款資本的収入1項1目企業債100万円は、久和簡易水道基幹改良事業債の追加であります。

2項国庫補助金1目簡易水道国庫補助金200万円は、久和簡易水道基幹改良事業補助金の追加であります。

3項負担金1目他会計負担金100万円は、一般会計建設改良負担金の追加であります。

次に、支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費3目簡易水道整備工事費400万円は、久和簡易水道基幹改良事業の追加によるものであります。

以上で、議案第63号、議案第64号の特別会計補正予算の概要について説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております4件については、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。4件については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第61号、平成25年度対馬市診療所特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第61号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成25年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第62号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成25年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第63号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成25年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第64号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第40. 議案第65号

日程第41. 議案第66号

日程第42. 議案第67号

日程第43. 議案第68号

日程第44. 議案第69号

日程第45. 議案第70号

○議長（作元 義文君） 日程第40、議案第65号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例から日程第45、議案第70号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） ただいま一括上程されました議案のうち、議案第65号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本件は、これまで比田勝地区にありました比田勝港ターミナルビルの老朽化に伴い、新たな国内ターミナルビルが網代地区に新築移転し、10月1日より供用開始されることになりました。

今回網代地区に国内ターミナルのバス停を新設するため、市営バス鱈浦・比田勝循環線の停留所に国内ターミナルを追加し、使用料の改正を行うものでございます。

また、現在の国内ターミナル前の停留所につきましては「九郵前」となっておりますが、国内ターミナルの移転に伴い九州郵船の事務所についても網代地区に移転することから、停留所の名称を「国際ターミナル」に変更するものでございます。

なお、附則において、平成25年10月1日から施行すると定めるものであります。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、藤田雄二君。

○市民生活部長（藤田 雄二君） ただいま一括上程されました議案のうち、第66号及び議案第67号について、市民生活部の所管のために私のほうから提案理由を説明させていただきます。

まず、議案書51ページをお開きください。

議案第66号、対馬市税条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、平成25年度税制改正に伴い地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日にそれぞれ交付されたものに伴うものであります。

これを受け、市税条例の一部改正という形になります。改正の主な事項は、公的年金に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、公的年金等に係る所得に係る特別徴収税額または仮特別徴収額の変更があった場合の取り扱いについて、仮算定と本算定時の増減幅を平準化するということを定められたこと。

それから、また上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例について、上場株式等に係る配当所得等の金額の計算方法が定められたこと。さらにもう1点、金融所得の一体化の改正がありまして、そのほか金融所得のその他の規定の整備が行われたこと、などによるものが主な内容でございます。

なお、参考として別冊で、一部改正条例新旧対照表3ページから26ページを掲げていますので、ごらんいただきたいと思います。

続きまして、議案書57ページをお開きください。

議案第67号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、先ほど説明いたしました対馬市税条例の一部を改正する条例の提案理由と同様に、地方税法施行令及び地方税法施行規則の一部が改正されたことに伴うものでございます。

主な改正事項は、先ほど申し上げました市税条例の一部を改正する条例の提案理由と同様でございます。公的年金に係る所得に係る個人の住民税の特別徴収について、公的年金に係る所得に係る特別徴収税額の平準化を定められたことが主な点にあります。

なお、参考として、別冊の新旧対照表27ページから31ページを掲げていますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、両案とも御審議の上、御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、教育部長、豊田充君。

○教育部長（豊田 充君） 議案第68号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

上対馬町の対馬市立南陽小学校が峰町の対馬市立東小学校に、対馬市立厳原幼稚園及び対馬市立久田幼稚園を、新しく建設されます統合園、対馬市立厳原幼稚園にそれぞれ関係地区との合意を交わすことができましたので、統合を行うための所要の改正をお願いするものでございます。

議案集59ページをお開きください。

別表の第1の1、小学校の表、「対馬市立南陽小学校」の項を削り、また別表第1の3、幼稚園の表、対馬市立厳原幼稚園の項中、「対馬市厳原町今屋敷670番地」を「対馬市厳原町日吉238番地」に改め、同表、「対馬市立久田幼稚園」の項を削るものであります。

なお、施行日を平成26年4月1日としております。

参考資料の一部改正条例新旧対照表の32、33ページに今回の改正部分を傍線で付していますので御参照ください。

以上で、議案第68号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（作元 義文君） 次に、建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま一括議題となりました議案のうち、建設部所管であります議案第69号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を説明いたします。

議案書の61ページをお願いいたします。

今回の改正内容は、網代側に新設をいたしました比田勝港国内ターミナルビルの設置並びに使用料の追加と、現在の比田勝港ターミナルビルにおきまして別表に規定しております使用料の一部に改正の必要が生じたため、議会の議決を求めるものでございます。

まず、第2条のターミナルビルの名称及び位置でございますが、既設の比田勝港ターミナルビルの次に名称を「比田勝港国内ターミナルビル」、位置を「対馬市上対馬町網代549番地5地先」を追加しております。

なお、この位置につきましては、本年第2回定例議会の議案第56号、あらたに生じた土地の確認及び区域の変更について（網代地区）で、本ターミナルビル建設地である埠頭用地等の議決をいただいております。

その後、このあらたに生じた土地につきましては、県のほうで登記事務を行うことになっておりますが、登記完了が本年度末の予定となっております。現時点では未登記のため地番がない土地ということでございますので、既存の隣接地番を代用して「網代549番地5地先」という記載をさせていただいております。県の登記事務が完了し、正式な地番が決まった適時に位置の変更の一部改正議案を上程させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、その下の別表の比田勝港ターミナルビル使用料のうち、利用種別が6、コインロッカーの利用でございますが、御承知のとおり比田勝港国際ターミナルビルの待合室が狭いということで、比田勝港ターミナルビルを国際航路利用者の待合室として利用いたしております。この場所に利用者のほうからコインロッカーの設置要望や、民間事業者からも設置についての問い合わせがあっております。

市といたしましては、観光客等の利便性向上につながることでございますので、前向きに検討してまいりました。その中で、現行のコインロッカーの使用料が1平方メートルにつき1年で100円とかなり低額であることから、再検討をいたしました。設置が予想されるコインロッカーの規格寸法、コインロッカーが占有する床面積、1回当たりの料金、そして稼働率を考慮し、年間収益計算を行い、この年間収益の20%を使用料として、現行1平方メートルにつき年当たり100円を改め、5万9,850円とするものでございます。

次に、網代に新設しました比田勝港国内ターミナルビルの使用料でございますが、既存の厳原港ターミナルビル並びに比田勝港ターミナルビルの使用料と同額といたしております。

それから、備考の4につきましては、現在では関係ない記載でございますので、削除いたしております。

附則で、平成25年10月1日から施行するといたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 次に、農林水産部長、阿比留勝也君。

○農林水産部長（阿比留勝也君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第70号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案書63ページをお願いいたします。

本件は、火入れの中止項目及び通知先を変更するものでございます。

まず、中止項目につきまして、消防本部に確認の結果、異常乾燥注意報が昭和63年に乾燥注意報に変更されていたため改正するものでございます。

また、通知先につきましては、役職、職名が変更されていたことによる改正でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。これから6件に対する質疑を行います。質疑はありますか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 61ページ、議案第69号なんですが、比田勝港国内ターミナルビル使用料の変更ということと、国内ターミナルビルが新築することに伴う追加ということなんですが。

これ、まず、比田勝港国内ターミナルビル使用料ということだけで書いてあるんですが、巖原のターミナルビル使用料のほうについては変更が必要がなかったのかどうかということが1点。

それから、部長の説明の中で、巖原と比田勝は同額との説明がありましたが、これ前回もあつたんですけども、第7条の2で、市長の裁量でこの使用料を減額することができるというのが書いてあって、巖原と比田勝と比べると比田勝のほうを安くしてるというのが説明があつたと思うんですが、そのことについてはやはりここで説明をするときにしておかないと、巖原と比田勝、しかも今度は、こう書いておきながらそういう形で比田勝港国内ターミナルと、それから今度できる国際ターミナルのほうのコインロッカーの件についても、同額ということはないと思うんですよね。全ターミナル均一は、かえっておかしいじゃないですか。

国際ターミナルを今度建てるところに、同じ表をあてるとしても、それだけ使用回数が多いから使用料は高い、巖原のと一緒ぐらいでいいでしょう。でも、これ国内ターミナルビルについても同じ使用料だということで説明を受ければ、それはおかしいんじゃないかという質問が出て当然だと思うんですが。説明が少し不十分というか、適切じゃないと思うんですが、部長、どうですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） 今回の使用料改正につきましては、まずコインロッカーにつきましては、現在の比田勝港の国内ターミナルの分だけ考えております。巖原につきましても、その必要性はないのかという議論にもなると思うんですけど、最終的には若干昔あつた経緯があつても使用していないというような状況もございまして、当面今回は民間が設置する料金体制にいたしております。

先ほど説明いたしましたとおり、100円の価格につきましては、これは市が設置をするときの1回24時間当たりの単価、これを条例の中で、もしかしたら誤って1平米当たり、1平方メートル当たりの単価ということで規定をしてしまっているんじゃないかなという思いがあります。今回は民間のほうからも、設置について申し入れがっておりますので、民間がコインロッカーを設置することを想定しての料金設定でございます。

それと、説明不足になっておりますが、巖原港と比田勝港の料金につきましては、本条例の第7条第2項の中で、さっき脇本議員さん言われましたとおり減免規定がございます。その辺の運用を従来どおり続けていこうという考えでおります。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） よろしいですか。6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） ということは、巖原の部分については100円というのをそのまま残すということですかね。ほかの比田勝のこの2つについて、こういうふうな形にするということですか。残念ながら国内ターミナルと言うと、今度網代に移転するほうのやつですよ。そこに月にこれだけの平米の使用料を払って、民間が本当に置こうとするんですか。国際ターミナルのほうだったらわかるんですが、国内ターミナルでも、こういう金額で置こうという人はいらっしゃるんですか。

○議長（作元 義文君） 建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） まず、位置的なちょっと最終確認をさせていただきますが、先ほど比田勝港の国内ターミナルが狭い、要は十分な待合室スペースがないということで説明の中で触れましたけど、既存の国内ターミナルを利用してるんですよ。そういう状況で、その箇所にコインロッカーの設置要望があつてますということで、ここで言うのは旧国内ターミナルと（「今の」と呼ぶ者あり）です。

それで、巖原ターミナルについては、今のところ料金体制ありませんので、その関係はないというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） いいかな。

○議員（6番 脇本 啓喜君） じゃ、最後。わかりました。これ、委員会付託も何もされてない分ですから、本会議で一括で採決しなきゃいけない分ですから、もう少しそれぞれのところがどういうふうな金額になるのか、わかりやすい資料の提出を本来求めたいんですが。よろしいですか。

ちょっとこれのままで、7条の2で減免もされてるところがありますので、実際はどういう金額なのかというのも出てくると思うんですよ。だから、これ議運のときにも総務部長にもそういう話はしてたと思うんですが、詳しい説明をしてもらおうよということ。資料の提出を求め

たい、求めます。

○議長（作元 義文君） この詳しい資料を出せますか、料金の。出していただくようにします、はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております6件は、委員会の付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。（「おかしいんじゃない、資料もらわんなら、審議できんじゃない」「資料もらえばいいじゃない」「いや、それが結果が出ない。ここで休憩するんですか」「今休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（作元 義文君） 休憩してません。

暫時休憩します。

午後7時08分休憩

午後7時14分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

6番、脇本啓喜君。

○議員（6番 脇本 啓喜君） 休憩中の説明で十分理解ができましたので、資料の提出はよろしいというふうに思います。ありがとうございます。済みません。

○議長（作元 義文君） お諮りします。ただいま一括議題となっております6件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。6件については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから6件について、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第65号、対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第65号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号、対馬市税条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第66号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第67号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号、対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第68号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号、対馬市港湾ターミナルビル条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第69号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号、対馬市火入れ条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。議案第70号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第46. 議案第71号

○議長（作元 義文君） 日程第46、議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま議題となりました議案第71号、対馬市子ども・子育て会議設置条例について、その提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案集の65ページをお願いいたします。

国においては、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、全ての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、平成24年8月、子ども・子育て支援法を含む、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立、交付されました。

子ども・子育て支援法の第77条第1項の規定では、市町村等における合議制の機関として、市町村は条例で定めるところにより、審議会、その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされており、この機関は、幼稚園や保育所等施設の利用定員の設定あるいは市町村子ども・子育て支援事業計画を定める場合に、有識者等からの意見を聴取の場として、その役割を果たすものとされているところでございます。

対馬市といたしましても、この機関を設置することで、当事業計画の策定に関し、地域の方や保護者、子育て、当事者等からの意見や声を聞くことが容易になります。今後の保育所や幼稚園等での支援事業はじめ、市内の実情を踏まえた子育て支援を実施していく上でも、本会議の設置が必要とされることから今回提案をするものであります。

設置条例では、第2条で所掌事務、第3条で会議の委員は15名以内とし、第4条で委員の任期は2年としております。また、あわせて、附則で、この条例は交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第47. 議案第72号

○議長（作元 義文君） 日程第47、議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について

てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。上対馬地域活性化センター部長、島居清晴君。

○上対馬地域活性化センター部長（島居 清晴君） ただいま議題となりました議案第72号、対馬市温泉施設の指定管理者の指定について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

議案集の67ページをお願いします。

対馬市温泉施設渚の湯は、平成16年2月の開業から現在まで、財団法人上対馬町振興公社を指定管理者として管理運営を行ってまいりました。

しかしながら、財団法人上対馬町振興公社は、市の外郭団体改革プランの方針に沿って平成25年9月30日をもって解散することが決定しております。そのため、平成25年10月1日より民間による効率的、効果的な管理運営を行うため、公募により指定管理者を指定するものがあります。

対馬市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、公募の結果、2団体からの申請がありました。選定の結果、株式会社グリーンネットを指定管理者として指定したく、地方自治法第224条の2、第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

選定に当たっては、対馬市指定管理者選定委員会により選定方法及び審査基準に沿って公正に審査し、指定管理者候補として選定いたしました。

なお、指定管理期間は、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの3年6月といたしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） このホテル用地の隣接にあるわけですが、これは前回の議会において候補者は一応却下されたということで、新たにまた今後の対応は対馬市としていたす、このように私は聞いておりますが、今後ホテル用地のいわゆる公募が行われて、新しい方が、適当な方が入られて、これを活用する場合に、その期間が3年ちょっとですかね、それを配慮した中でこの期間に、グリーンネットのいわゆる指定管理の期間を勘案したと、こういうふう理解していいのでしょうか。それとも、そのことは全く考えがなく、とりあえずホテル誘致はホテル誘致、渚の湯はこのたびの方向でいくというふうな考えなのか。その辺少し整理して、返答をいただきたいんですが。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 大浦議員がおっしゃられました件について、お答えさせていただきます。

この温泉施設の隣接地で、ホテルの公募をかけてることはもう御案内のとおりでございます。そして不調に終わったのも事実であります。しかし、景勝地でありますし、できれば北部対馬にホテルというものがどうしても必要だというふうな考えには変わりはありません。

そういう中、この隣接の温泉施設の3年半という期間につきましては、当然並行してホテルの話というものを進めていきたいということが私どものほうには当然ありますし、それが北部住民の願いだろうと思っておりますので、それらを勘案して3年6カ月というふうな期間にしておるということで御理解いただければと思います。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで質疑を終わります。

議案第71号及び議案第72号の2件は、配付しております議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第48. 議案第73号

○議長（作元 義文君） 日程第48、議案第73号、市道の認定について（美津島自治コミュニティセンター線）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、堀義喜君。

○建設部長（堀 義喜君） ただいま議題となりました議案第73号、市道の認定について（美津島自治コミュニティセンター線）につきまして、提案理由とその内容を説明いたします。

議案集の69ページをお願いいたします。

本議案は、市道を認定するために道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

この美津島自治コミュニティセンター線につきましては、添付図面のとおり、市道雑知・千馬ヶ原線と接続をする対馬市美津島町雑知字陽樽ノ濱を起点とし、市道雑知・樽ヶ浜線に接続する同じく対馬市美津島町雑知字陽樽ノ濱を終点とする延長136.8メートルの道路でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。議案第73号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。再開を7時45分にします。

午後7時29分休憩

午後7時43分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第49. 議案第74号

○議長（作元 義文君） 日程第49、議案第74号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、多田満國君。

○福祉保健部長（多田 満國君） ただいま議題となりました議案第74号、長崎県病院企業団規約の変更に関する協議について御説明申し上げます。

議案集の71ページをお願いします。

長崎県病院企業団が経営する病院のうち奈留病院が、平成26年1月1日に有償の五島中央病院附属診療所とし、引き続き病院企業団で経営することとしたために、長崎県病院企業団規約の変更を行うものでございます。

新旧対照表の末尾37ページを御参照願います。長崎県病院企業団規約、別表1中の点、奈留病院を削る規約変更でありまして、この規約変更について地方自治法第286条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。議案第74号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め採決します。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決されました。

日程第50. 議案第75号

○議長（作元 義文君） 日程第50、議案第75号、財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） ただいま上程されました議案第75号、財産の取得について提案理由を御説明申し上げます。

本件は、絶滅危惧種でありますツシマヤマネコの好適生息環境の保全並びに森林環境の保全、森林資源の利活用を図ることを目的に、次の財産を取得するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得予定の山林は、ツシマヤマネコの生息密度が極めて高い地域であり、下流域には市内で最大となる佐護地区の水田があり、山林が佐護水系の水源となっていることから、自然環境の面においても、また森林資源の面におきましても、大変重要な地域であります。

今回取得予定の物件の所在は、上県町佐護字舟志ノ内東里621番イ、ほか46筆の土地で、地目は保安林と山林でございます。取得面積は、約260万5,402平方メートルで、取得金額は3,625万250円でございます。契約の相手方は三宅政実氏ほか2名でございます。議案書の74、75ページには、取得予定物件の一覧表を、また76ページには、取得予定地図を添付いたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑を行います。質疑はありませんか。14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 質問させていただきますが、ヤマネコに関する市の保全の法律ができてから、もう20年を過ぎるわけですが、私なりにヤマネコの保護の重要性は理解しておるつもりでございます。しかしながら、今回、競売を取り下げてまでの購入はいかなるものであるかと考えております。

時間もやがて8時になります。こんなにおそくまで審議したの初めてでございますが、時間も時間でございますから、一括して質疑をいたしますので、できるだけメモをとっていただき、お願いしたいと思います。7項目にわたりますので、しっかりとメモをとっていただきたい。

まず、競売の土地の大きさなどについてお尋ねいたします。この購入する土地、予定土地の260ヘクタール、260町歩でございますが、この土地の広さの確認はできるのかということですね。

それと、2番目でございますが、裁判資料によりますと、登記簿上はある土地だが、字図——公図と言いますけどもね、字図にはない土地632番地の4がこの中に存在するが、このような土地が本当に確定できるのかということ。

そして、3番目ですが、この260ヘクタール、260町歩を買えば、やはり市の財産になるわけですから、境界ははっきりしなければいけない。同じようなこの中に、国の土地がございます、平成15年に購入された。その金額から試算すると、境界設定にかかる費用約9,600万かかります、広大な土地ですから。この費用をどうするのかということ。

それと、現在この土地260町歩の森林の整備というのほどのような状態なのか。

そして今度は、2項目ですけれども、土地の権利者についてです。260ヘクタールの競売の申し出、競売をかけようとした人、これは誰なのか。先ほど説明があるかと思ってましたが、ございませんでしたが。要するに債権者は誰なのかということですね。

そして、債務者は先ほどの御説明があったように三宅政実氏ほか2名となっているが、この2名とはいかなる人物かということ。

3番目に、この債権者について、8月の21日の全員協議会において、ある議員から「対馬市職員の絡んだ土地を買うのは絶対だめだ」との発言があっていたが、この代表の三宅政実氏と2名の関係はどうなのかということ。3項目ですけれども、いいですかね。もうちょっとゆっくり言いましょうか。

土地の法的規制について。この260ヘクタールの地目は保安林、山林ですね。保安林が約87%、山林が13%、ほとんどが保安林でございます。御案内のとおり保安林というのは、大きい規制がかかるから税金がかかりません。この保安林は何年に誰が指定したのかということですね。

2番目に、保安林を売買するわけですが、買った人もその土地の規制がかかるわけです。保安林は、森林ごとにその要件が決まっています。要件というのは条件ですね、いろいろと。木を切ったらどうのこうのというのは条件がありますが、この260ヘクタールの要件というのは、どのような設定になっているのか。後でこれは引き継ぐようになれば生きてきますから、どういう設定がなされておるのかということですね。

それと、3点目ですが、ここは鳥獣保護区になっています。この鳥獣保護区はいつごろ設定し、誰が設定したのかですね。

それと、この契約の方法について。先ほどの平間部長の説明ですと随意契約になるんでしょう。この随意契約における競売の物件というのはどのような契約になるのか。競売物件を買うときに随意契約とは、どのような契約になるのかということですね。

それと5項目ですけれども、これがまた大きい問題かと思います。競売対象外の土地について。これは8月31日に全員協議会がございました。ここにも資料がございましたが、ここに提示された競売対象外の土地ということです。これについてお尋ねいたします。

全協で買収予定地内の260町歩に飛び地があつては事業ができないという説明をされました。その競売対象外の用地、11ヘクタールも一緒になければできないとありましたが、では今回は競売対象外の土地、これを除外しておるけれども、本来の計画は成り立つのかということ。当初の計画はですね。

それと、この対象外の土地、全員協議会では、この土地は三宅政実氏他2名の所有と、すなわち先ほどの260ヘクタールの所有と一緒にだという説明がありましたが、それで間違いはないのか。

3点目ですが、この冒頭申しましたように、一緒に土地でなければ活用ができないと。飛び地があつたらできないということだが、じゃ、他に飛び地が、所有者がいるのではないか。三宅政実氏他2名のほかに、この中に所有者がいるのではないかと、飛び地的なものにおいてですよ。いいですか。

それと、4番目ですが、この対象外の土地、この土地のほとんどが林道に面しており、ヤマネコの環境保全には一般的には支障がないと思われるわけですが、あえて買おうとする必要性が何だったのかということですね。

6項目め行きますよ。ゆっくり行きましょかね。6個目行きます。競売対象物件は260ヘクタールで3,402万円、そしてここで同じように提示した対象外の11ヘクタールで2,880万円、大きさから比較すると、対象外の物件は対象物件の約5%しかない大きさですよ。それがなぜ2,880万円もするのか。対象の物件の単価でいくと約170万円程度になるではないか。何でそのようなことになるのかということですね。

それで、7項目め、最後の項目ですけども。この競売にわたるまでの経過について。この土地の話が対馬市に誰からいつごろあったのかということ。

2番目に、この土地の交渉は、いつから誰が始めたのか。

3番目ですよ、裁判所の資料によると、この土地は競売の事件として発生したのは23年に発生してます。そして平成24年11月に現地調査、そして不動産鑑定士による評価書、これは競売の3セットの一つですけども、が、25年、本年度の3月31日に、そして、その後、この執行裁判官が現状調査報告書を作成します。これにこと細かく土地の状況とか利害関係とか載っているわけです。当然のごとく聞き取り調査もしてます。それが25年4月11日にされてます。このような状況の中、事前に情報が把握できなかったのかということ。

最後の4番目ですけれども、新聞報道などによると価格などの条件でしょうか、合わなかったというふうなことが載っておりましたが、どのような条件が合わなかったのかという点ですね。長くなりましたが、8時過ぎましたが、答弁を言った順に随時お願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） すごい項目がたくさんあるもんですから、付箋書いてるんですけど、どこが1番やったかもわからんような状況に、正直言ってなっております。大変申しわけございません。そのあたり順不動になりましたら、お許しをいただきたいなと思います。自分が書きとめている範囲内において、まず答えます。そして漏れていれば、お願いをいたします。

最初に、この土地の要するに確認はどんなふうにする予定なのかという御質問がありました。

まず、この物件については、競売にかかった物件でございます。そして森林簿等の今現在の公図の中で最も精度の高いもので競売にかけられようとしてたものでございます。これらの森林簿で概略の境界というものは、確認はできるんだらうというふうに思っております。

それと、字図にない土地の確認はできるのかというお話がございました。少なくともこの字図にはないけれども登記簿はあるという部分については、地権者の方に確認を、ある意味同一地権者になりますので、確認をしていただきたいなというふうに思っております。

それと境界の問題がありました。環境省の事例から引っ張ると、9,600万かかるんじゃないかという話がありましたけども、この境界でございますが、今すぐ私どもこの土地を購入して、翌日から開発するとかいう予定ではございません。そういう中先ほど言いますように、森林簿等で確認はしていくわけですけども、最終的な境界というものは、あの場所につきましては地籍調査を今してる場所でもございます。今の予定では、平成27年度にあそこの境界確定に入る、そのような作業に入る予定で考えておりますので、最終境界というものは、その年度にできるんじゃないかと思っております。

現在の山林の整備の状況で、おっしゃられたですかね。恐らく、あの土地というのは、この

20年、正確な年数はわかりませんが、15年とか20年とかいう期間は、個人所有者の方はもう山を扱っていないではなからうかと思われ、みずからは、そういう中、公の部分で保安林等での整備は若干されているようにも感じております。

それと、どこが債権者かというお話がございました。現在の銀行名、正式なのはおもかく、政策金融公庫、日ごろ私どもが言っている、そういうところにならうかと思っております。

それと、職員が絡んだ土地なんではないかというお話がございまして。確かに3名共有で親戚の方での3人でこの土地は保有されているわけですが、そのうちの1名については職員であります。ちなみに、この土地等につきましては、おじいさまとかが中心になって山林経営をされてたのをお孫さんである方々が今保有されてるというふうに御理解をいただければと思います。

それと、保安林はいつ指定したのかというお話がございまして。これについてはちょっと私も全く失念しておりますので、担当部長のほうに任せたいと思っております。

保安林の設定の内容といいますか、さまざまな制限がかかる内容という意味でおっしゃられたんでしょけれども、保安林ですから一定の制限はかかりますけれども、しかし届け出をすることによって、当然使うことも可能だというふうに御理解をいただければと思っております。

鳥獣保護区はいつから設定されたのかというのは、これにつきましてはちょっと私のほうではわかりかねますので、お許しをいただければと思います。

随意契約のお話がございました。これについては当然用地交渉でございまして、相手様との話の中でこれは交渉で単価が決まってく、またその資料としては政策金融公庫が競売にかけることによって裁判所が出した数字というのも当然参考にして、今回ははじき出ささせていただいたところでありまして。

それと、競売対象外の物件のお話がございました。これは全員協議会の中でそれがないと、競売対象物件が生きていかないという話を聞いたが、その点は大丈夫なのかというお話かと思っております。当然ながら一団の土地でありますので、当時お話を皆様方に提案させていただいたのは、対象外物件と隣接をいたしますので、それらを一体としてものを購入したほうがいいのではないかとということで皆様方には提案をさせていただきましたが、今回につきましては競売対象、皆様方から御提案がありました競売対象の物件で物事の組み立てをできるというふうな考え方を今は持っておるところであります。

それと、取得予定の中にほかの所有者がいるのではないかという話でございまして、これについては私どもが公図で調べた範囲においては、今おっしゃられるようにいらっしゃいます。確かお寺さんがあったと思っておりますし、個人の方が1件あったと思っております。正確な数字はないかもしれませんが、今御質問は、以外の所有者がいないのかという御質問ですので、いらっしゃいますというふうな答弁でお許しいただければと思います。（発言する者あり）

今のまま、実は先ほど言いましたように、15年か20年ぐらい、もう山は扱われてない状況でございます。そういう中で、山をやはり扱っていくことというのは、すごく対馬市にとっても大切なことであろうと思いますし、ヤマネコにとっても大切なことであろうと思います。

先ほど提案理由の中で部長が申し上げましたけども、下流域にあります佐護の水田域の水源の一つでもありますので、それらを考えますと、その森というのをきちんと扱っていく、放置するのではなく扱っていくことが、とても大事なことだろうというふうに思います。

物件対象外の価格のお話がありましたけども、今回については物件対象外の分については購入予定ではございませんので、答弁を控えさせていただきます。

競売までの経緯がございました。これにつきましては、私ども3月に情報というものを仕入れました。その後、値段もわかりませんし、全くわからない中で、実際利用というのはどのようにしていけばいいんだろうという内部でちょっと協議を、その後してまいりました。

皆様に7月2日にお示ししました利用計画というものができ上がって、そして一定の方向性というものに同意をいただいた後から、この地権者にも当たるというふうな順番を踏まえて今日に至っております。

新聞報道で折り合いがつかなかったというような報道がありましたけども、私8月の30日でしたかホームページに、今回のヤマネコ保護のための土地の取得に関する公式見解というのを出しました。それらには折り合いがつかないとかいうことは全くありませんでしたし、その地権者のほうとも、そして政策金融公庫との間も折り合いがついて物事は進んでおりましたので、あの報道というのは、ある意味私どものほうにも全く情報入手のためのお話もない中であれが出ましたので、私どもとしては逆に驚いていると。あのような表現になんでなるのかがさっぱりわからないような状況でございました。

大体そのようなことでよろしいでしょうか。足りない分につきましては、本部長のほうからわかる範囲で答えさせます。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、平間壽郎君。

○地域再生推進本部長（平間 壽郎君） 市長の答弁と重複する部分があるかと思いますが、まず境界の確定の方法について御質問がありました。基本的には保安林台帳がリンクされました森林基本図、そして森林調査簿、それと法務局の字図をもとに隣接者、関係者と現地立ち会いをすることになります。

区域の外周につきましては260ヘクタールということで、外周につきましては尾根とか沢が境界になります。森林基本図、森林調査簿をもとに、同じように隣接者を特定して現地立ち会いを行っていくというやり方でございます。

それと、市長のほうから話がありましたが、国土調査を繰り上げて平成27年度に実施するこ

とも可能ということでございますので、測量費がかからないように対応していきたいという考えを持っております。

それと、鳥獣保護区はいつごろ、誰がということですが、確かに同じ260に近い形で、県の鳥獣保護区の設定がなされております。契約的には、物件の契約はどのような契約というのは、通常の土地売買契約でございます。

また、市長の答弁とダブるかもしれませんが、いわゆる11万平米の土地についてということなんですが、いわゆる11万平米の土地については、市道、そして林道、そして河川が通っておりますので、いろんな具体的な事業を展開する上ではどうしても必要だという考えのもとでございます。

また、議案集の73ページにあります契約の相手方ですが、三宅政実氏ほか2名ということですが、結局3名共有なんですが、この三宅政実氏がこの47室全てについて2分の1の持ち分を持っておられます。残りの2分の1を、お2人の方が6分の1と6分の2という持ち分でございます。

それと、今回議案に上げてない、買わない土地の評価については、この間8月21日にお示しをしましたように公共事業の単価等を採用したものでございます。それも台帳面積での計算ということでございますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

漏れた分はありますが、以上でございます。（発言する者あり）保安林の指定ですが、いつごろ誰が指定したのかということ、確かに全体の84%が保安林の指定になっておりますが、誰がいつごろというのは現時点では調査しておりません。申しわけありません。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 土地の大きさ関係について、保安林ですから森林簿と言いますか、そういうのが県にあるわけですよ。これによって、概算の大枠ができたということですよ。これによって、この面積が確定をほぼしたということなんですが。ただ、ものを買うときには、一番大事なことは冒頭申しましたように、競売物件というのは大きいセットがございます。明細にかかわるものと、そして評価書というのと、そして現状調査報告書というのがございます。

ここに裁判所の写しがあるんですが、この現場調査報告書、これは執行裁判所の執行官が作成をするんですよ。そして提出をします。その日付が平成25年4月11日に提出をされてます。さっき言った3点セットが競売の大きい資料になるわけですが、特に執行官が出したもの、これは大きい意味を持つわけですよ。

その中で、今回の競売について執行官の意見というところがございます。これは権利関係入ってますし、その中で土地が非常に大きいんで、なかなか決定がしがたいという内容のものですけ

ども。そこで、このように書いてあるんですよ。「本件、各物件というのは17筆ですけども、登記簿記載の地籍数量は48万8,501平米であるが、机上概測——要するに机の上ではじいた結果で求められた地籍数量は26万5,402平米であり、一緒の面積ですよ。そして競売手続上容認できない差異が存する。競売にかけるには余りにも開きがあるんだと、よって、手続の信憑を記すならば、専門家による測量を実施するのが望ましいものと思料される」と。要するに、境界もわからないものを机上で計算して出すのは難しいんだと、これは競売物件には当たらないけれどもということなんですよ。だから、もっと専門家によるというのは測量士などによるもので、することが望ましいというふうな、この執行官の意見なんですよ。

なぜかと言うと、市が買うということは公共財産になるわけですから、本来ならば買うというのが協定など結ばれた後に測量して、実数で買うのが普通なんですよ。それは民間の場合は登記上の競売あるかもしれないが、公共財産とするわけですから、市の財産とするならば、どこからどこまでぴしゃっとなければいけない。そういった意味でも手続に慎重を期さなければいけないと。そして、測量を実施するのが望ましいという執行官の意見なんですよ。

そういう意味から捉えると、やはりこれはきれいな測量が必要であるということになるわけですよ。そして、この中には市長が先ほど申されたように、字図があっても登記簿上ないものがございます。それについては同じ地権者だから聞けばわかるということだけでも、字図にないのどこにその番地を設定するのか、それを一つとっても非常に大変なんですよ。そのような土地を市があえて買う必要はない。税金まで投入して、税金で買うんですから。

だから、平成27年に国調に入るとのことだけでも、平成27年までに、この競売物件を延ばして、そして測量が終わった後買うんですか、そんなら、買うとすれば。だから、こういう状態では、執行官の意見どおり買うことはできないと思います。市の財産として。

それと、今の土地の現状なんですが、言われるように10年から20年、もう扱ってないところもあったそうです。しかし、現在においては、去年からですよ。平成24年度から森林組合さんが10年計画で、国の補助受けながら10年計画で整備をするように決定をして去年からしております。十分な整備がこれからできるわけですよ。そのような土地をあえて市が整備する必要はないと思います。

それと肝心なのは、この保安林なんですが。保安林はなぜ単価的にも安いかというと、先ほど言ったように、いろいろな規定を受ける。だから安いんですよ。規定を受けて、市長が言われたように、許可をもらえばできるけども、保安林というのは伐採をして土地の形状の変更、これはこの保安林を指定しているのは県ということですから、県にいちいち許可をもらわなければいけないんですよ。そして県が、この保安林を整備するわけですよ、極端に言うと。そういう状態を、この土地を買わなくても法的には大きい規定が入っておるんだから、保安林という規定が、それ

で十分資源の確保はできるんですよ。どうでしょうかね。

そして、ここは鳥獣保護区ですけども、鳥獣保護区の中にまた鳥獣保護特別な地区の設定もできます、地域の設定も。それを重ねることによって、なお一層この土地の環境保全ができるわけです。そういう手法もあるわけです。保安林に指定してあるんだから、手をつけられないんです。そういう土地をあえて買う必要ないと思いますよ。

まず、それをちょっと。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） この土地が保安林に指定されてるから、買わなくていいんじゃないかということではありますが。少なくとも保安林の整備と言いましても、県のほうもままならん部分もあります。10年間ずっとやって、森林組合がやるんじゃないくて、県のほうの話でございまして、それを請け負って森林組合がやる予定を森林組合のほうがされてるというふうな話として今聞いておりました。

最初におっしゃられた執行官の判断というのがありました。執行官の判断が、そこになってると言われますが、しかし裁判所はそれを競売に付したわけですよ。そのことを裁判所は、それを良として競売という手続に入ったというふうな事実を私はしっかり受けとめていきたいというふうな考え方を持っております。

保安林の話にまた戻りますが、県の許可をもらう、いちいちもらう必要があるというお話がありました。今回この計画づくりをする段階においても、私ども県のほうとも協議を内部的にはさせていただいて今回つくり上げました。

もっと皆様方にお示しした中で、林業をなりわいとする人方をどのように研修していくかという場等にも十分に使っていける山林であろうと思います。また、今木材等を搬出をされておられますが、それこそ九州本土、韓国、それぞれに材は出ておりますけども、そのときにやはりロットの問題等があるかと思えます。それらを保管する意味も当然この260ヘクタールの中で組み立てていけるのではないかと、それほどのある意味、保管できる材はあるのではないかとというふうにも考えております。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 執行官の意見というのは、何回も執行したから問題ないという話ですが。しかし、その中でさっき言ったように余りにも競売手続上は容認ができないものだと。競売というのは、例えば登記簿上での競売もございまして、競売は可能なんです。

私が言わんとするところは、市の財産ということだから、個人なら構わんかもしれないが、市の財産にするわけです。それが土地がどこやらわからんよと。机上で結んだところが260ヘクタールあったんだということなんです。それでは市の財産にできないじゃないかと。財産に

するんですからね、それはおかしいんじゃないですか、市の財産ということだから。個人なら構わんですよ。市の財産ならば、そこは買わないのが普通なんです。もう一回。

それと、問題は、7月2日でしたか、第1回の全協のときございました。そのときの説明と8月21日の全協の説明がございました。7月2日、そのときの説明ではなかったものが、8月21日のときの全協のときはできております。それが先ほど言った競売外の物件ですよ。

この競売外というのは、担保に入っていないから競売外になっておるんですね。売買すれば、この山林の名義人ですから、そこにお金が出るんですよ。政策金融公庫は抵当入れてないんだから、そこにお金が出るんです。その対象外も一緒にして、そして総額で6,500万円上げてるわけですよ、この時の説明で。ね。そして、その内容というのが先ほど説明があったように、公共用地取得関係で平米当たり260円だというような設定してあるんですよ。いいですか。

それでお尋ねしますが、先ほど飛び地があります、飛び地が。さっき言われたお寺の土地もでございますよ。なぜ、この三宅さんのところだけが対象外で市が買おうとするのか。もし、対象外の土地で飛び地的なものがあると言われるお寺関係、土地がございまして、これは非常に大きい土地ですよ。そういうところも一緒にここの中に入れるべきじゃないんですか。まだまだようけあるんですから。（発言する者あり）入れるんじゃないですか。

というのは、全協のときも話があったように、職員がおるんだから、その職員に便宜を図るために、この対象外の土地を、あえて今までなかった説明の中で、8月21日の全協の中に折り込んだんじゃないんですか。便宜を図るために、どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 今ここの議案で出させていただいておりますのは、競売物件の部分だけ、皆様方に御相談し、提案をし、そして競売物件で物事を組み立てるほうがよりいいんじゃないかというふうな、最初にいただいたわけでございます。そこで今回競売物件外については対象としておりません。

○議長（作元 義文君） 14番、小宮教義君。

○議員（14番 小宮 教義君） 最後ですけどね。対象外にしてないのは私もわかりますよ、260ヘクタールしか出てないんだから。その全協の今までのかかわりの中で、今まで話がなかったものが、この全協で出てきておるんですよ、流れの中で。そして、これで全協で非常に難しいとわかったんで、下のほうを削除したんですよ。対象外の分を、そうじゃないですか。全協で削除したんじゃなくて、そちらの意向で削除したんでしょう。

ということは、この余分な土地も含めて、本来ならばこの資料にあるように6,500万円で買うことになったわけでしょう。だから、こういうのを市の職員が中に1名おるということ

だから、それに対する便宜ではないのかというのが一般的な捉え方ですよ。

そして土地が高すぎる、公共用地取得で260円ですけども、この競売の単価は31円70銭ですよ。それも結構いい値段です、保安林としては。同じ横にある土地が、なぜ260円もするんですか。そういうところまで便宜を図っておるんじゃないんですか、その市の職員に対して。どうなんですか。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 決して便宜を図るとかそういうことではなく、あの時点においては一体として物事をというふうな考え、それと地目が違うというふうなことも原因として、皆様方には説明をその際させていただいたところでありまして。これらを外して、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。

本件は、配付いたしております議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

日程第51. 諮問第2号

日程第52. 諮問第3号

日程第53. 諮問第4号

日程第54. 諮問第5号

日程第55. 諮問第6号

○議長（作元 義文君） 日程第51、諮問第2号から日程第55、諮問第6号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま一括議題となりました諮問第2号から諮問第6号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

今回、御提案いたします委員につきましては、現委員5名の任期が本年12月31日をもって満了となりますので、再び委員に推薦する方として、山代博康氏、武田朋三氏及び村瀬武氏の3名、また現委員の後任として新たに推薦する方として、阿比留哲二氏及び福島とよか氏の2名、合わせて5名の方を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の御意見を願います。

山代氏及び武田氏は、ともに平成20年1月から現在2期目、村瀬氏は、平成23年1月から現在1期目と、3氏におかれましては人権擁護委員として御活躍されております。

また、あらたに委員としてお願いする阿比留氏は、美津島町根緒109番地にお住まいで、昭和46年から平成24年3月まで、美津島町及び対馬市の職員として対馬の発展振興に御尽力いただき、行政の立場から人権の問題にも取り組まれてこられました。

同じく、福島氏は、上県町佐護北里579番地にお住まいで、昭和51年から平成23年3月まで上県町及び対馬市の社会福祉協議会で勤務され、福祉や介護に深く携わってこられました。

候補者の皆様は広く社会の実情に精通され、人格、識見ともに申し分なく、人権擁護委員としてふさわしい方々であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 提案理由の説明が終わりました。これから5件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております5件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。5件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから5件について、各案ごとに討論、採決を行います。

諮問第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第2号は、山代博康氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第2号は、山代博康氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第3号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第3号は、武田朋三氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第3号は、武田朋三氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第4号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第4号は、村瀬武氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第4号は、村瀬武氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第5号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第5号は、阿比留哲二氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第5号は、阿比留哲二氏を適任とすることに決定しました。

次に、諮問第6号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認め、採決します。

お諮りします。諮問第6号は、福島とよか氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。諮問第6号は、福島とよか氏を適任とすることに決定しました。

日程第56. 請願第2号

日程第57. 陳情第2号

日程第58. 陳情第3号

○議長（作元 義文君） 日程第56、請願第2号、「教育予算を拡充し、30人以下学級の実現」についての請願書から日程第58、陳情第3号、国に対し「2014年4月からの消費税率引き上げ中止を求める意見書」の提出を求める陳情書の3件を一括議題とします。

この3件は、配付の議案審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は、定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。お疲れさまでした。

午後8時42分散会
